

令和 6 年第 2 回定例会

当 別 町 議 会 会 議 録

令和 6 年 6 月 14 日 開会

令和 6 年 6 月 21 日 閉会

当 別 町 議 会

令和6年第2回当別町議会定例会 第1日

令和6年6月14日（金曜日） 午後 1時00分開会

議事日程（第1号）

開会・開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告 北海道医療大学の当別キャンパス移転問題について
情報公開制度の実施状況について

第 5 請願・陳情審査付託の件

散 会

午後 1時00分開議

出席議員（15名）

1番	角田 広佑 君	2番	海野 学 君
3番	芳形 幸夫 君	4番	櫻井 紀栄 君
5番	佐々木 常子 君	6番	佐藤 立 君
7番	西村 良伸 君	8番	五十嵐 信子 君
9番	山崎 公司 君	10番	秋場 信一 君
11番	山田 明 君	12番	古谷 陽一 君
13番	島田 裕司 君	14番	稲村 勝俊 君
15番	高谷 茂 君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のための出席者

町 長	後藤 正洋 君
副 町 長	岡部 一宏 君
総務部長	長谷川 明 君
総務課長	佐藤 剛一 君
財政課長	石原 信登志 君
企画部長	乗木 裕 君
企画部参与	長谷川 道廣 君
住民環境部長	種田 統 君
福祉部長	森 淳一 君
福祉部参与	江口 昇 君
経済部参与	吉野 裕宜 君
建設水道部長	高松 悟志 君
建設水道部参与	岩城 正志 君
教 育 長	三澤 吏佐子 君
教 育 部 長	山田 雅俊 君
農業委員会事務局長	山崎 一 君
代表監査委員	岸 本 護 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	熊谷 康弘 君
---------	---------

次	長	玉	木	聡	美	君
係	長	中	鉢	将	太	君
主	任	角	谷	光	彦	君

◎開会・開議の宣告

(午後 1時00分)

○議長（高谷 茂君） ご苦勞さまです。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、令和6年第2回当別町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（高谷 茂君） 議事日程ですが、さきにお配りしております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（高谷 茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

3番 芳 形 幸 夫 君

10番 秋 場 信 一 君

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（高谷 茂君） 日程第2、会期の決定ですが、さきに議会運営委員会を開催し、協議の結果、令和6年6月14日から6月21日までの8日間とすることにいたしました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、6月14日から6月21日までの8日間とすることに決定いたしました。



◎諸般の報告

○議長（高谷 茂君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

監査委員より例月出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元にお配りいたしておりますので、ご高覧願います。

次に、議長の出張報告をいたします。5月10日に沖縄県宮古島で開催されました令和6年度防衛省全国情報施設協議会役員会に出席をいたしました。5月21日、東京都で開催されました令和6年度町村議会議長・副議長研修会に出席をいたしました。なお、復命書につきましては議会事務局に保管しております。

以上、報告を終わります。



◎行政報告

○議長（高谷 茂君） 日程第4、行政報告を行います。

町長。

○町長（後藤正洋君） 行政報告を申し上げます。2件申し上げます。

初めに、北海道医療大学の当別キャンパス移転問題に関する経過とその対応方針についてであります。昨年の12月議会でも行政報告をさせていただきましたが、本日は以降の状況につきまして報告を申し上げます。去る5月30日午後、北海道医療大学を運営する学校法人東日本学園、鈴木理事長が役場にお越しになり、直接私がお会いをいたしましたところ、5月29日に開催された法人の理事会において昨年9月に機関決定を経ている北広島市へのキャンパス増設の方向性が改めて承認された旨の報告を受けました。この報告は、事実上令和10年4月までに北広島市に北海道医療大学の新キャンパスを建設するための枠組が整ったことを意味するものであります。これまで学校法人側には町をはじめ町内関係団体が一丸となって慰留交渉を続けてまいりましたが、私といたしましてはこのたびの鈴木理事長からの報告は大変重いものであり、学校法人側に再考を促すことは現実的ではないと受け止めた次第でございます。

6月4日には、昨年9月26日に学校法人及び大学に対し移転の撤回を求める要望書を連名で提出した議会や商工会など16団体の代表などにお集まりいただき、鈴木理事長からの報告を共有するとともに、各団体の意向を伺い、慰留断念の方向性を了承すること、今後の学校法人側との交渉は町が行うこと、必要な場合には適宜各団体にも情報を共有し、意見を聴取することなどを確認をいたしました。

これらの経過を踏まえ、町といたしましては北海道医療大学の北広島市への移転はやむを得ないものと判断し、大変残念ではありますが、慰留を残念することといたします。今後学校法人側とは文化的、福祉的交流を絶やすことなく引き続き連携していくことや校舎跡地の利活用の方向性について緊密に情報交換を図っていくことなど、想定される課題に対して相互に前向きに報告、相談できる風通しのよい協議体制の構築を速やかに図ってまいります。

また、4年後に大学が移転することに伴い、既に町内に居住する医療大生は減少し始めており、町では民間アパートの空き室問題や学生アルバイトによりサービス提供が成り立

っている飲食店の経営問題など町内経済を取り巻く多角的な課題に的確に対応していく必要があると認識しております。町といたしましては引き続き魅力あるまちづくりに注力してまいり所存でありますので、議員の皆様におかれましても一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、以上、北海道医療大学の当別キャンパス移転問題についてに関する報告いたします。

次に、情報公開制度の実施状況についてであります。当別町情報公開条例第23条及び当別町個人情報の保護に関する法律施行条例第8条の規定に基づき、令和5年度分の報告をいたします。当別町情報公開条例に基づく町の実施機関への情報開示請求は5件あり、全てが町長部局への請求でありました。これら5件の請求に対する実施機関の決定等の内容につきましては、一部開示が1件、不存在が3件、取下げが1件でありました。また、当別町個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく個人情報の開示請求は、令和5年度において各実施機関ともありませんでした。

以上、開示の方法等について請求者から不服申立てがなかったことも併せ、令和5年度の情報公開制度の実施状況に関する報告といたします。

○議長（高谷 茂君） これで行政報告を終わります。

◇

◎請願・陳情審査付託の件

○議長（高谷 茂君） 日程第5、請願・陳情審査付託の件ですが、お手元に請願・陳情文書表が配付されております。

文書番号、請願1番、「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める請願書について、紹介議員の説明を求めます。

芳形君。

○3番（芳形幸夫君） 当別町議会議長、高谷茂様。

「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める請願書。

請願団体名、当別町農民団体委員長、岸本辰彦、公益社団法人北海道勤労者医療協会当別社員支部支部長、今野一三六、新日本婦人の会当別支部支部長、佐藤美智子、全日本年金者組合当別支部支部長、相馬ひろ子、太美地域社会保障勉強会会長、菊地眞生。

紹介議員、芳形幸夫です。

請願項目、「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を国に求める意見書を採択してください。

請願理由、2021年に発効された核兵器禁止条約は、人類史上初めて核兵器を違法と断じました。2022年に開かれた第1回締約国会議、2023年の第2回締約国会議は核兵器保有国が核戦力の維持・強化、核使用の脅迫を行うなどの危機に直面しながらも、核兵器の使用を許さないという強いメッセージを発し、核抑止論からの脱却を呼びかけています。核兵

器禁止条約は国際法としての実効性・規範力を高めています。

第2回締約国会議には、北大西洋条約機構の加盟国であるドイツやベルギーなども含め35か国がオブザーバー参加しました。一方、唯一の戦争被爆国である日本政府は、被爆者団体からもオブザーバー参加を求められたにもかかわらず、2回連続で参加を見送りました。

第2回締約国会議は被害者支援、環境修復、国際協力と援助に関する第6条と第7条に関して、次回会議に向けて計画をつくり、実行すること、そのための国際協力を進めることが確認されました。また、次回に向けて「核抑止」の危険を明らかにする報告書を議論・作成することになったことも重要です。

第3回締約国会議は、広島・長崎に原爆が投下されてから80年となる2025年に予定されています。日本政府が唯一の戦争被爆国の政府として、「核兵器禁止条約締約国会議」にオブザーバー参加し、核兵器廃絶に向けた役割と責任を発揮することを求めます。

以上です。慎重な審議と闊達な討論をよろしくお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） ただいまの請願・陳情文書表、請願1番については、会議規則第92条第1項の規定により総務文教常任委員会に審査終了まで付託することにいたします。

次に、文書番号、陳情1番、「2025年度地方財政の充実・強化に関する意見書」の採択を求める陳情については、会議規則第95条の規定により総務文教常任委員会に審査終了まで付託いたします。

次に、文書番号、陳情2番、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書、文書番号、陳情3番、「若者が地元で働き暮らせるよう、全国一律最低賃金制度の創設を求める意見書」の提出を求める陳情、文書番号、陳情4番、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の日本政府への提出についての陳情、文書番号、陳情5番、選択的夫婦別姓制度導入の国会審議を求める意見書の提出についての陳情については、会議規則第95条の規定により産業厚生常任委員会に審査終了まで付託いたします。

◎休会の議決

○議長（高谷 茂君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、議案審査のため明日から6月18日までの4日間を休会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（高谷 茂君） 本日はこれにて散会いたします。

6月19日は午前10時から会議を開き一般質問を行います。

本日はご苦労さまでした。

（午後 1時16分）

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する。

令和 6 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和6年第2回当別町議会定例会 第2日

令和6年6月19日（水曜日） 午前10時00分開議

議 事 日 程 （第2号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

散 会

午前10時00分開議

出席議員（15名）

1 番	角 田 広 佑 君	2 番	海 野 学 君
3 番	芳 形 幸 夫 君	4 番	櫻 井 紀 栄 君
5 番	佐々木 常 子 君	6 番	佐 藤 立 君
7 番	西 村 良 伸 君	8 番	五十嵐 信 子 君
9 番	山 崎 公 司 君	10 番	秋 場 信 一 君
11 番	山 田 明 君	12 番	古 谷 陽 一 君
13 番	島 田 裕 司 君	14 番	稲 村 勝 俊 君
15 番	高 谷 茂 君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のための出席者

町 長	後 藤 正 洋 君
副 町 長	岡 部 一 宏 君
総 務 部 長	長谷川 明 君
総 務 課 長	佐 藤 剛 一 君
財 政 課 長	石 原 信登志 君
企 画 部 長	乗 木 裕 君
企 画 部 参 与	長谷川 道 廣 君
住民環境部長	種 田 統 君
福 祉 部 長	森 淳 一 君
福 祉 部 参 与	江 口 昇 君
経 済 部 長	三 上 晶 君
経 済 部 参 与	吉 野 裕 宜 君
建設水道部長	高 松 悟 志 君
建設水道部参与	岩 城 正 志 君
教 育 長	三 澤 吏佐子 君
教 育 部 長	山 田 雅 俊 君
農業委員会事務局長	山 崎 一 君
代表監査委員	岸 本 護 君

事務局職員出席者

事務局 長	熊谷 康弘 君
次 長	玉木 聡美 君
係 長	中鉢 将太 君
主 任	角谷 光彦 君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（高谷 茂君） おはようございます。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（高谷 茂君） 議事日程ですが、さきにお配りをいたしております日程表により議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（高谷 茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

3番 芳 形 幸 夫 君

10番 秋 場 信 一 君

を指名いたします。

◎一般質問

○議長（高谷 茂君） 日程第2、一般質問を行います。

質問順序は、お手元に配付しております一般質問通告一覧により順次行います。

最初に、通告1番、佐々木君の質問であります。

佐々木君。

○5番（佐々木常子君） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

令和5年4月1日、こども家庭庁が設立され、こども基本法が施行されました。こどもまんなか社会を目指して当別町でも組織編成などが行われ、町長の方針にもあるとおり、子ども政策に力を入れてきたと思っております。

子どもの権利条約は、1989年の第44回国連総会において採択されました。ユニセフは、この子どもの権利条約を活動の基盤としており、子どもの権利をあらゆる面で実現していくことがその使命としています。日本も1944年にこの条約を批准しました。日本の子どもたちにとってもとても重要な条約です。日本ユニセフ協会が国内で展開する主要な活動の一つが子どもに関する課題への理解を広げ、子どもの権利の実現に向けて取り組む啓発、

アドボカシー、政府提言活動です。現在はこども基本法にも取り入れられた子どもの権利条約のさらなる普及と実施や子どもの課題に焦点を当てたSDGsの推進等に向けて取り組んでいます。

ユニセフ・イノチェンティ研究所では、先進国における子どもの状況を比較、分析するためにレポートカードという2000年から約1年半に1冊のペースで発表している報告書シリーズがあります。子どもたちの声を聞きながら調査研究を行い、成果を広く提供していく、子どもたちのためのよりよい政策の実現を推進しています。レポートカード16が示した子どものウェルビーイング、幸福感を中心に置くという考え方に基づいて、子どもに優しいまちづくり、子どもの権利を大切に教育を含め、子どもに身近なところから政策レベルまで様々な活動を実施しています。日本は、先進国38か国中、総合20位でした。身体的健康は1位でしたが、精神的幸福度は37位であり、また自殺も平均より少し高かったそうです。この傾向は当別町も含まれていると思いますが、この状況についてはどのようにお考えでしょうか。

また、当別町では子育て世代が増えてきましたが、子どもの幸福感を高めていくためにどのような取組が行われておりますでしょうか、伺います。

ユニセフの子どもにやさしいまちづくり事業の子どもに優しいまちとは、子どもの最善の利益を図るべく、子どもの権利条約に明記された子どもの権利を満たすために積極的に取り組むまち、市町村などのことです。子どもに優しいまちでは、子どもがまちの決定に影響を与えることができる、子どもたちが望むまちの在り方に関して意見を言うことができる、家族、コミュニティー、社会生活に関わることができる、包括的で参加型の質の高い教育を受けることができる、教育や保健などの基礎的サービスの供与にあずかることができる、友達と会い、遊ぶことができるなどが挙げられています。

ユニセフ日本型子どもに優しいまちは、以下の10の構成要素を基準としています。1、子どもの参画、子どもの意見を聞きながら、意思決定過程に加わるように積極的参加を促すこと、2、子どもに優しい法的枠組み、子どもの権利を遵守するように法制度的な枠組みの手続を保障すること、3、都市全体に子どもの権利を保障する施策、子どもの権利条約に基づき、子どもに優しいまちの詳細な総合計画と行動計画を定めて実施すること、4、子どもの権利部門または調整機構、子どもたちの将来を見据えて地方自治体の中に優先すべきことを保障する永続的仕組みを構築すること、5、子どもへの影響評価、子どもに関わる法律や施策、そして事業について、実施前、実施中、そして実施後に子どもへの影響を評価する制度化された手続が保障されること、6、子どもに関する予算、子どものために適当な資源と予算が使われているかが調査されることを保障すること、7、子どもの報告書の定期的発行、子どもたちと子どもの権利について、実情について十分なモニタリングとデータ収集が保障されること、8、子どもの権利の広報、大人や子どもの間に子どもの権利について気づくことを保障すること、9、子どものための独自の活動、子どものオンブズマン、子どものためのコミッショナーなど子どもの権利を促進するために活動して

いるNGOや独立した人権団体の支援をすること、10、該当自治体にとって特有の項目、人口、産業形態、地理的状况など、自治体固有の課題や強みを考慮して設定した取組を推進していくこと。

現在日本ではニセコ町、安平町、富谷市、町田市、奈良市の5つの自治体がユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業自治体として承認されており、豊田市が候補自治体として取組を進めています。承認されるまで簡単ではありませんが、当別町が子どもを大切に作る町としてこの事業に取り組んでいくことは大きな挑戦と思いますが、お考えを伺います。

5月24日、自治体こども計画策定のためのガイドラインが発表されました。昨年12月に決定した国のこども大綱は、国連の子どもの権利条約の趣旨を反映し、子どもが意見を表明する権利を柱の一つに掲げました。大綱作成の過程でも子どもの声を聞く取組が行われました。自治体こども計画指針には、子どもや若者、子育て当事者への意見聴取の大切さが特に強調されています。今年日本が子どもの権利条約に批准して30年、これまで日本には子どもの権利を定めた法律がなく、国連から何度も勧告を受け、昨年ようやく基本法が施行し、大綱ができました。次は自治体の取組が重要であると考えますが、お考えを伺います。

次に、子どもの権利を大切にする教育事業について。始まりは、子どもの権利について学ぶこと、子どもたちは生まれながらに持っている自らの権利について学ぶことにより、自分自身の尊厳や価値に気づくことができます。そして、自分だけでなく他の子どもたちにも同じ権利があることを知ります。人権の学びを深める中で先生方や保護者など大人も人権を持った存在であることに気づき、互いに他者の権利を尊重し合うことを学んでいきます。

ユニセフは、世界各国で子どもの権利を大切にする教育を推進しています。子どもも大人も子どもの権利を理解し、その権利が実現する環境や学びを共につくること、またその過程で子どもたちが人権とは何かを理解し、人権尊重の態度を養うこと、そうした取組を通して大人も子どももお互いに尊重し合える、そして全ての子どもたちの権利が守られる学校、学園づくりを目指しています。

日本の子どもたちの抱える問題としてよく取り上げられるいじめや差別、自己肯定感の低さや無力感なども子どもの権利に深く関わる問題です。つい最近にも子ども同士のいじめや先生からの心ない言葉など、ニュースでも取り上げられていました。また、身近でも起きています。子どもの権利について理解を深め、子どもの権利条約にうたわれている精神を浸透させていくことが教育現場での子どもたちを取り巻く様々な課題の解決にもつながり、そして子どもも大人も生き生きと安心して過ごすことのできる環境がつくられていくと思います。

また、日本では子どもの権利を学ぶということがカリキュラムに入っていないです。また、教師自身が学ぶということもカリキュラムに入っていないようです。日本ユニセフの方の

お話では、小学校から始めていくのがよいとのことでした。東京都の事例では、学級目標を立てるときなど、やることの中に入れていくようにしているとのことでした。ぜひ当別町でも子どもの権利を学ぶという取組に参加していくべきと考えます。

ここに4点質問いたします。1番、子ども同士のいじめや先生からの心ない言葉などニュースでも取り上げられているが、身近でも起きている。現状ではどのような対応、対策が取られているのか。

2番、子ども自身が子どもの権利を学び、自身の尊厳、相手の尊厳を理解することはいじめをなくしていくことができるのではないかな。

3番、子ども自身が子どもの権利を学ぶことによって自己肯定感の向上につながっていくのではないかな。

4番、教職員も子どもの権利を学ぶことによって、さらに相手に寄り添う言葉がけができるようになるのではないかな。この4点伺います。

次に、性教育についてですが、情報があふれる現代において、子どもたちを守るために正しい性教育が必要であると考えます。小中学校の保健の教科書を確認しましたが、体の成長や妊娠については書かれていましたが、避妊については書かれていないようですが、これについてはどのように考えているのかお伺いいたします。

以前専門的に性教育を行っている方々を招いてはどうかとの質問に学校側と相談することでしたが、その後の状況はどのようなになっているのでしょうか、伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（高谷 茂君） ただいまの佐々木君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） 佐々木議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、ユニセフの報告書において精神的幸福度が低く、自殺率も少し高いとされている状況についてどのように考えているかとのご質問でありますけれども、当別町における状況とは比較できるものではありません。直ちに比較できるというものではないというふうに理解していますけれども、ユニセフ報告書、レポートカード16において日本の子どもの精神的幸福度が低いと自殺率が高いということについては非常に残念な結果であるというふうに私も思っております。

次に、子どもの幸福感を高めるためにどのような取組が行われているのかのご質問でありますけれども、具体的に申し上げますと妊婦訪問、新生児訪問、産後ケア、子育て支援センター事業、そして発達支援センター事業など子どもの健康や育児、家庭での悩み相談の取組、子ども医療費助成の拡充、そして高校生等への通学費助成、住宅購入支援金など子育て世帯への経済的支援の取組、そして鮎田塾から始まる教育の理念を大切にしながら、小中一貫教育や義務教育学校の開設、1人1台端末の導入、幼保小接続連携プログラムの推進などの教育環境の整備といった子どもや子育て世帯に寄り添った取組を行ってお

ります。

次に、子どもに優しいまちづくりを進めていく考えはあるかとのご質問でありますけれども、令和4年第2回定例会の佐藤議員の一般質問に対して答弁したとおり、私が公約に掲げた4つのファーストのうちチャイルドファーストについては1番目の視点としており、町の将来を託す子どもたちをしっかりと育てていくことが何より重要であると考えております。先ほど申し上げましたとおり、まさに今チャイルドファーストの視点から様々な事業を展開しているところでありますので、今後も次代を担う子どもたちを育んでいけるよう子ども、子育て施策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、子ども計画策定に係るガイドラインが発表されましたけれども、どのように取り組んでいるのかのご質問であります。今般発表されましたガイドラインは事前に把握していた情報と大きく変わるものではなく、既に本年度の予算にも反映されているものもあります。現在こども計画策定に向け子ども、若者の意識や生活等に関する調査と子どもの生活に関する実態調査のほか、第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた子ども・子育て支援事業等に関するニーズ調査を始めたところであり、今後もガイドラインを参照しつつ、子どもたちの声を直接聞き取る場を設けるなど、計画策定に向けて鋭意取り組んでまいります。

以上、佐々木議員の一般質問に対する私からの答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（三澤吏佐子） それでは、佐々木議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

初めに、子どもの置かれている現状への対応と対策についてですが、各学校では定期的に生活アンケートを実施し、積極的ないじめ認知及び教育相談を行うなど、嫌な思いをしている児童生徒の早期発見、未然防止に努め、丁寧な対応を進めているところです。また、今年度よりオンラインによる児童生徒心理アンケートのWEBQUを導入し、児童生徒の状況をデータに基づいてよりの確に把握し、教職員による日常的な観察と教育相談を進めているところです。

次に、子どもの権利を学ぶことについては、子どもの権利についての内容も含めて学びを進めております。例えば毎年人権擁護委員の方々と連携した事業や人権の花運動の取組、道徳教育や異学年交流など、関係機関とも連携しながら全ての人が尊厳を持って生きることの大切さを子どもたちが自ら考え、学びを深める機会をつくり、いじめ問題の解決や自己肯定感の向上に向けて取り組んでおります。また、教職員に対しても児童生徒理解に関わる研修を開催するなど子どもたち一人一人に寄り添う指導の充実に向けた取組を進めております。

次に、子どもの性教育についてのご質問であります。まず小中学校の教科書は、国が定める学習指導要領に基づき文部科学大臣の検定を経た教科書を使用することになっており、当別もそれに沿った教科書を使用し、学習指導を行っております。避妊について教科

書に書かれていないことをどう考えるかとのことですが、学校での性教育については学習指導要領に基づいて行うべきだと考えております。その中で、現在も各学校では性の情報への対処、エイズや感染症の予防についても取り上げながら、性被害防止、薬物乱用防止、人権尊重など発達段階に応じた学習を行い、正しい知識だけでなく、性に関する思考力、判断力、表現力の育成に取り組んでいるところです。なお、教職員の負担にも配慮しつつ、それ以外の部分については家庭教育との連携を図っていければと考えております。

次に、専門的な方を招くことについての現況でございますが、各学校長とも協議を行い、今年度、児童生徒に関わる教職員の指導力向上を図るため、性的マイノリティーに係る外部講師をお招きし、研修を実施してまいります。

今後も各学校長とは山積する課題の解決に向けて協議を進めながら、実効性のある取組を進めてまいります。

以上、佐々木議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 佐々木君。

○5番（佐々木常子君） ご答弁ありがとうございます。初めに、子どもに優しいまちづくりについてのほうで（3）番です。まちづくりを進めていく考えはあるかというところで、町長はもちろんそういうふうにしていくということでしたけれども、4年後には大学のない町になりますけれども、子どもファーストを掲げている町にとっては、今日本で5市町村ですけれども、当別がこれに取り組むとなれば世界的に発信されますし、すごくインパクトがあるというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） ストレートな質問ありがとうございます。先ほど答弁しましたけれども、4つのファーストを掲げて、今日も石狩が来年度から医療費を高校生まで拡大する方針だということが出ていまして、それぞれの地域で子育て、あるいはそういった支援をどうするかということを今前向きに取り組んでいまして、一方で国がこども家庭庁をつくって1年たちましたけれども、期待していたほどの国が子育て支援ですとか、そういったことを基調にして少子化を克服していくという対策としてはまだ不十分だと思っていますので、そういった点で国のほうにいろんな意味で要望を上げていきたいというふうには思っています。

そういった中で、5番目にユニセフのというお話でありますけれども、当別は、先ほども答弁の中でちょっと触れましたけれども、北海道開拓、あるいは当別開拓以来、子弟教育をしっかりと行うということを歴史的にやってきた村でもあります。そういった意味では、いわゆる武士社会から明治という時代を経て民主的な社会に変わっていく中で率先して武士の階級といったものを取り除いて、分け隔てない、小さいお子さんも大きなお子さんも、あるいは男女の別なく教育を徹底してきたという、そういった地域の歴史があります。そういったものを大事にしながら当別の教育をしっかりと行っていくと。ただ、一方で、ご指摘いただいていますように新たな視点というものは教育の面では必要だというふうに

思っておりますので、これまでの伝統的な教育の中で改めるものは改める、足りなかったものは学んでいくという姿勢は変えずにとは思っています。ただ、文化の違うよそで行っているものが100%いいということではないというふうに思っておりますので、そういったところについてはいいものは取り入れていくということでやっていきたいと思いますが、基本は先ほど申し述べたようにこれまで150年行ってきた教育の歴史がありますので、そういったものを大事にしながら、当別の子どもたちをしっかりと育てていく教育なり子育て支援なりをしていきたいというふうに思っております。

○議長（高谷 茂君） 佐々木君。

○5番（佐々木常子君） ありがとうございます。もしかしたら今の答えが今これから言うことの答えでもあるかなと思うのですけれども、もう一つだけ言いたかったのですけれども、同じ（3）のところですね。近年子育て世代の方がたくさん当別に入ってきました。家を買って住むときって一番最初に経済です。自分がその家を買う。経済的な問題とか、また便利さとか、また環境とかを考えられると思いますが、そこに教育についてというのは結構大きな、子育て世代ですから、大きなウエートを占めると思います。どのような教育をしていくのかとか、教育環境はどうなのかという、ここは今どうべつ学園ができたので、何かすごく私自身うれしい気持ちではあるのですけれども。ここの中では、やはり子どもを大切にする町なのだという、これがいかに伝わるかということがすごく大きなことではないかと思うのです。自分が子育て世代で引っ越してくることを考えれば、子どもの幸せってやっぱりすごく大きいですから、割合の中で。やっぱりそこが本当に大きな決め手になるのではないかというふうに思うのです。

また、今町長がちょうどいろいろ新しいことにも挑戦してくださると、それが答えなのかなと思いながらも今言っているのですけれども、当別町は子どもを大切に考えている町だという、それが伝われば伝わるほど、浸透すれば浸透するほど、結構こういう、私もそうですし、私より若いお母さんたちも結構口コミの力って大きいんです。当別町って子ども大事にしてくれるのだわという、こういう口コミが伝わっていくということはすごいことだなというふうにも思いますし、さらにたくさん来てくださるのもすごくうれしいし、またここに住んでいる子どもたちもそういうふう実感していくということはすごく幸せなことだと思っています。子どもも幸せだし、親もすごく幸せになれるという、そこは本当に大事なことだなというふうに思っています。

何かごめんなさい。どこで終わっていいか分からない、自分でも。さっき町長が新しいことに挑戦していくっておっしゃってくださったので、さっきのユニセフの中でいくと10番目かななんてちょっと思いながら、その市町村に合わせた何か1つ挑戦していきたい、いってほしいという気持ちでいますが、どうでしょうか。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 再々質問ありがとうございます。私も今回質問の意図がありましたので、ユニセフのことを全て調べさせていただきました。そういった点で先ほどの答弁

をさせていただきましたけれども、今ご指摘ありましたように当別町内では子どもの数も増えておりますし、生まれてくる子どもの数も微増ではあるけれども、増えているのです、令和に入ってから。それと、外から来ていただくお子さんの数も増えていきますし、30代で子どもさんを持っている女性の方も今増えています。4月には消滅自治体ということで新聞に載りましたけれども、あれについては皆さんご承知のように2020年のデータを基にしていますので、当別は2021年、22年、23年と社会増になっていまして、今申したように子どもの数も増え、30代の女性の数も増えているという状況でありますので、恐らく次の発表についてはそこから抜け出せるのではないかなというふうに思っておりますけれども、また土曜日の日に当別町がお願いしましたS T Vが9時55分から30分の番組を作っていたいて、その中でも当別に移住してこられたお子様を育てられている方のインタビュー等々が出ていましたけれども、その中で当別で子どもを育てるそのよさというものをしっかりとっていただいたりですとか、あるいは当別に移住してきていただく中でそのメリット、当別に移住するメリットというのはこういうことがありますよとかということを役場の職員が直接話をしたりですとか、そういったことで、結構視聴率もよかったというふうに聞いていますので、そういった点では今まで議会の皆様に理解をいただいてやってきたことが成果として少しずつ現れているのかなというふうに思っております。

そういった意味で、今ご質問いただきました子どもに優しいまちづくりという点でこれからは努力をしていきたいというふうに思っておりますし、そういったことがほかのまちとの差別化になって当別を選ぶ理由になっていただくということが必要かなというふうに思っています。その最大のことがとうべつ学園の開校だったと思いますし、デジタル教育をいち早く取り入れた、そしてそれを行政の中でも自発的に、チャットG P Tですとかいろんなこと取り組んでいる、町全体がデジタル化しているというようなイメージを持っていただけしているのかなというふうに思っております。そういったことで取り組んでいきたいと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げさせていただいて答弁にさせていただきます。

○議長（高谷 茂君） 佐々木君。

○5番（佐々木常子君） ありがとうございます。

では次に、子どもの権利の教育について少し質問したいのですが、今までも権利の学習があるというふうにさっき教育長からお話ありましたけれども、あまりそういうふうな、少し子どもさんたちと話したり、そういう親御さんと話したりしていても子どもの人権について学んでいるという、あまりそういうふうには感じられなかったのですけれども、さっき教育長が言ったことはもう既にやっていることなのではないでしょうか。そうなのですね。そういう部分ではまだ何か非常に足りないのではないかなというふうに思っていてこの話になっているのですけれども、ぜひこども基本法に基づくとか子どもの権利に、もうちょっと子どもたちにも分かりやすく何か、もし今までもなされているのであればそういうふうにしてほしいなというふうに思いました。

ここで一回切ったほうがいいのでしょうか。すみません。

○議長（高谷 茂君） （3）番の質問ですね。

○5番（佐々木常子君） そうです。ごめんなさい。3番です。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（三澤吏佐子） 子どもの権利についての学習については、やはり小さい子ども、それから思春期の子ども、年齢に合わせていろいろな形でアプローチしていくことが必要だというふうに思っております。そういう中で画一化してこれが権利の教育ですよという形ではなくて、いろいろな教科の中で、そして道徳ですとか、それからよその人権委員の方々を招いてだとか、いろんな局面をつくりながら人権について理解していく、これが大切だというふうに思っております。これからも丁寧にその部分進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（高谷 茂君） 佐々木君。

○5番（佐々木常子君） では、最後、（4）のほうですけれども、教職員もそこに携わっているから聞いているのだというふうには思うのですけれども、教職員の方も子どもの権利について学ぶことは非常に、もしかして子どもより以上に、先生の言葉って子どもたちに物すごく影響を与えますから、そういう部分ではすごくそこら辺は大事なことはないかなというふうに思っています。私自身もやっぱり教師の方の心ない言葉で起きたいろんなことを現実に携わってきた部分もあって、そこら辺のところは今のままでいいというふうには少なくとも思えないのですが、それに関してはどのようにお考えというか、これからの対策、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（三澤吏佐子） このことに関しましては、特に子どもの感性が軟らかい時代の教育に当たる教職員でございますので、言葉だったり、態度だったり、服装だったり、いろいろなことが子どもに影響を与えるということは非常に大きいというふうに思っております。これに関していろいろな研修を進めているところでございますけれども、これ教育委員会だけ、それから学校だけということではなくて、北海道教育庁石狩教育局の指導、専門の方々もお招きする中で指導をいただきながら、まずは先生方の意識を改革すること、それから先生方のレベルを上げること、そこに力を注いでまいりたいというふうに思っておりますし、現実に今もそういうようなお力を借りながらレベルアップに努めているところでございます。

○議長（高谷 茂君） 佐々木君。

○5番（佐々木常子君） ありがとうございます。ぜひ頑張ってもらいたいというふうに思っています。

いろんな場面でいろんな話を聞く中で先生に対してもそういうふうに望むこともあるし、また子どもの成長のため、子どもの幸福のためというところが一番最初だと思うのですけれども、そこに携わっている親、保護者の方も子どもが苦しいとそれ以上に苦しいですね、

やっぱり。もし自分であれば。やっぱり自分が苦しいよりも子どもが苦しむってすごく苦しいですから、そういういろんな場面というのは本当にあらゆる手を尽くして解消していかなければというふうに考えています。そういう部分では先生方がそういうのを受けていくということはもちろん大事だと思うし、またさっきの、すみません、さっきの話ちょっとかかってしまうかもしれないのですけれども、もうちょっと全体的に子どもの権利についてというのを親御さんとか例えば私、私は今父兄ではありませんけれども、私とか、今こども基本法って結構どんと出ているけれども、そんなに分からないといえどそんなに分からないで世の中で過ぎているので、そういう部分では子どもの権利を学ぶ機会として、さっきいろんな話も出ていましたけれども、どんと、教育委員会としてなのかどの形かよく分からないのですけれども、そういう名前で聞きたい人がみんな聞きに行けるような、何かそういうことをやってもいいのではないかなというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（三澤吏佐子） 教育には学校の現場だけではなくて社会教育の現場もございます。そういう中で、PTAだったり、それからCSだったり、コミュニティ・スクールです、だったり、それから社会教育の事業のようなものを通じてそういう機会をつくっていくということは非常に有効だというふうに考えております。

○議長（高谷 茂君） 佐々木君。

○5番（佐々木常子君） ありがとうございます。質問ではなくて、ぜひそういう機会をいろんな形で持って子どもたちの幸せのために、ひいては全員が幸せになれるのではないかなというふうに思うので、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 以上で佐々木君の質問を打ち切らせていただきます。

次に、通告2番、角田君の質問であります。なお、角田君より質問するに当たり資料を配付したい旨議長に申出があり、これを許可しましたので、お手元にお配りをしております。

角田君。

○1番（角田広佑君） 議長より許可をいただきましたので、発言させていただきます。

その前に、2年目を迎えて安心して、安全、魅力ある当別町を目指して様々なベクトルから一般質問をこれまでさせていただきました。あわせて、町内外のイベントにも足を運びましてSNS等で発信するなど町の魅力について情報発信を続けております。時には様々なイベント、アクシデントだったりもあったりもしましたけれども、驚きながらも毎日刺激的な生活を送らせていただいております。これからも町の発展のため尽力してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして3項目5点につきまして一般質問を1回目始めさせていただきます。まず、大項目1つ目、公共駐車場の目的外使用への対応について質問いたしま

す。当別町内には町管理の公共駐車場が複数あり、たくさんの方々が利用されております。その中の一部駐車場において、本来の目的、いわゆる施設利用とは違った目的で駐車場を利用する車両が散見されています。例えば総合体育館の駐車場や当別駅前南側の駐車場がそれに該当します。特に当別駅の南側、ふれあい倉庫横の駐車場においては、ホームページ上では利用時間を4月から10月が午前9時から午後8時、11月から3月が午前9時から午後7時と明記されているほか、さらには短時間利用という案内表示も現地で掲示されているにもかかわらず、1日以上超える長時間利用の車両も確認されています。本来の目的による駐車ではないことは明らかです。本来駐車したい利用者が駐車できないという現象も発生している状況です。町長にお伺いいたします。目的外使用とみられる町有駐車場の使用状況に対し、町としてどのような見解をお持ちか、また対策の検討はなされているのかをお伺いいたします。

あわせて、さきに触れましたふれあい倉庫横の駐車場では催事のある週末において来訪者が駐車できず、周辺への路上駐車を余儀なくされていたり、駐車を諦め、ふれあい倉庫に訪れることを断念するなど機会損失を招いている状況にあります。さらに、これはとあるキッチンカーの業者から伺った話なのですが、占用許可を取得した駐車箇所に数日間別の車を駐車され、本来の場所とは違った場所で営業を行ったという実際の話を受けました。占用許可を受けた際、占用区画の規制は申請者で行うものとされていると思いますが、許可を受けた区画に数日をかけて目的外使用による駐車車両があると本件のような事象が再度起こる可能性は否定できません。町長にお伺いいたします。駐車場の目的外使用による本来利用目的者の機会損失や占用許可者が使用できなくなるといった現状について抜本的に対策を講じる必要があると考えます。町長のお考えをお伺いいたします。

次に、災害時におけるボランティアセンターの設置に関して質問を行います。大規模災害が発生した際、まずは人命の安全を確保することを先決とし、その後避難所等の設置について自治体や社会福祉協議会、以下社協と呼称しますが、民間のNPO団体等と連携をして取り組むこととなり、その後の復旧、復興に取り組むこととなります。その際には災害ボランティアの役割は重要であり、ボランティア活動の拠点として設置するのが災害ボランティアセンターとなります。災害ボランティアセンターの役割は、ボランティアの登録、管理、ボランティア活動範囲の設定、ボランティア活動のマッチング調整、救援物資の受入れ、仕分、搬送、センターの情報提供、関係機関との連携、広報活動など多岐にわたる上、専門知識やスピード感を求められるものとなっています。また、その設置については適切な場所の確保、ボランティアの受入れ、登録、管理システムの確立、活動内容の確認、割当てなど、ボランティアの受入れ、配置体制についてオペレーションになるものとなっています。

さて、そのボランティアセンターの開設主体は、社協をはじめNPO等民間団体、自治体が自ら設置するなど多様な方法があります。当別町地域防災計画では社協、日本赤十字社北海道支部または各種ボランティア団体、NPOなどからの協力申出等により災害応急

対策等の実施について協力を受けるものとする」と明記されているところであります。その設置における迅速さの重要性は言うまでもありません。例えば2018年の北海道胆振東部地震において、安平町では町内の認定こども園が社協より早く対策に乗り出し、そこに安平町も後づけとはいえ要請したことから、以降の災害ボランティアの受入れ、ニーズとのマッチング対応について迅速に対応できたという実例があります。このことを鑑みると、平時における密な情報交換や連携がセンターの動きを左右することは言うまでもありません。そこで、町長に質問いたします。発災時の災害ボランティアセンター設置に関し、各機関との協力、連携体制の現状についてお伺いいたします。

また、災害ボランティア活動ですが、その活動が注目されるようになったのは1995年の阪神・淡路大震災とされています。全国各地から多くの災害ボランティアが集結し、復旧、復興支援の後押しをしたことからボランティア元年と称され、その後災害ボランティアが注目されるようになりました。一方で、その当時受入れ態勢の不備により、遠方からバスをチャーターし被災地に赴いても何もせずに帰宅してしまうボランティアも少なからず存在し、課題となりました。その教訓から、現在は先ほど発言したような体制を確立し、ニーズとマッチングに合致したボランティアセンターの設置、運営がなされており、その結果2011年の東日本大震災や2018年の北海道胆振東部地震、今年では能登半島地震でも多くのボランティアが現地で活躍をされています。町長にお伺いいたします。以上のことを踏まえると、避難所設置の訓練同様災害ボランティアの受入れの手順についても設置開始から運営までの一連の流れをロールプレーするような訓練が必要と考えます。町としてのそのようなお考えはあるかお聞きいたします。

大項目3つ目に、スクールソーシャルワーカーの配置状況についてお尋ねいたします。昨年度末に令和6年度会計年度任用職員としてスクールソーシャルワーカーの募集をしておりました。その要項の記載内容や労働時間、待遇について令和6年度予算審査特別委員会において質問させていただきました。実際のところ1名採用となり、業務に携わっていたのですが、その方が退職となったことで現在未配置の状況となり、5月24日より登録募集が町のホームページに掲載されているところであります。令和6年度の予算審査特別委員会でも執行者答弁の中で触れておりましたが、スクールソーシャルワーカーは精神的、経済的な課題を抱えている相談者に寄り添い、必要な助言や利用可能なサービス紹介をしたり、サービスを利用する上で関係機関との連絡調整を円滑に行える知識を有する者と解釈され、町の募集要項では資格として社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者、またはこれに準ずる教育や福祉に関して専門的な知識、技術を有し、教育や福祉分野において活動経験を基に関係機関と連携することができる者と示されています。つまりスクールソーシャルワーカーは、専門的知識、技術はさることながら、経験や連携の能力が必要で、高度な技術を要する難易度が高い職種と見ることができます。加えて課題を抱えた事業やその家族との関係形成、業務の連続性など、長期継続的に携わることが肝要である専門職であります。しかしながら、現在の町が示す待遇条件を見ると社会人が定着し、

継続して勤務する待遇とは必ずしも言えず、勤務日数も少ないことから、さきに示した児童や家族との関係形成や業務の連続性に支障を来すおそれがあると考えます。そこで、教育長にお伺いいたします。本来児童やその家族と向き合い、課題解決に向けて継続的に取り組むべき職種であるスクールソーシャルワーカーですが、現在町においての同職は定着していない状況にあります。その原因をどのように分析しているのかお聞かせください。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（高谷 茂君） ただいまの角田君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。町長。

○町長（後藤正洋君） 角田議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、公共駐車場の目的外使用についてでありますけれども、公共駐車場といいましてもそれぞれ施設別にありますので、当別駅前広場の駐車場について答弁をいたしますが、長時間の駐車という点については見受けられる部分もありますが、目的外の使用という点については実態調査を行っていませんので、車の駐車状況から一概に目的外使用であるということは断定できないものと認識をいたしております。駐車場の使用につきましては注意喚起の看板も設置しており、引き続き管理強化を図ってまいります。個人のモラルによるものが大きいものと考えておりますので、利用者の皆様には目的とルール、マナーを遵守し、ご利用いただきたいと考えております。なお、そのような行為が見受けられました場合には、ぜひ角田議員あるいは今日おいでの皆様、私どもも含めてですけれども、注意喚起をお願いしたいというふうに思います。

次に、目的外使用による駐車場の現状についてのご質問でありますけれども、先ほどキッチンカーの事例のお話がありましたが、町にはそのような事案について報告や届出がないことをお伝えさせていただいた上で答弁をいたしますが、ルールを守らない利用者による迷惑行為はあってはならないものであります。先ほども答弁いたしましたとおり、個人のモラルによるものが大きいと認識しております。いずれにいたしましても、利用者の皆様が快く利用していただけるよう引き続き注意喚起に努めてまいりたいと考えております。

次に、災害時のボランティアセンター設置における各機関との協力、連携体制の現状についてのご質問でありますけれども、災害ボランティアセンターは町の要請により当別町社会福祉協議会において設置され、町や北海道災害ボランティアセンター、日赤奉仕団などの協力、連携の下で運営する体制となっております。

また、災害ボランティアの受入れ訓練が必要ではとのご質問でありますけれども、こちらでも社会福祉協議会において胆振東部地震などの被災地で災害ボランティアセンターの運営経験のある職員を中心に今年度から訓練を実施する予定と伺っております。

以上、角田議員の一般質問に対する私からの答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（三澤吏佐子） それでは、角田議員の一般質問にお答えをいたします。

昨年度採用したスクールソーシャルワーカーは、他の自治体でも同様の業務を担ってい

た方で、今年度そちらの勤務日数が増加し、両方を担うことが不可能になったため、残念ながら退職されることになりました。そのため、改めてスクールソーシャルワーカーの募集をしているところでございますが、スクールソーシャルワーカーには相手に寄り添いながら話を聞くコミュニケーションスキルや関係機関との調整を進めるなど総合的な力が求められるだけでなく、その担い手となる人材の総数自体が不足していることや本町のみならず他団体においてもスクールソーシャルワーカーを必要としており、人材が都市部に集中することが採用に至らない要因であると考えます。現在北海道教育委員会からの派遣と昨年勤務いただいた方の勤務可能な日時を調整して対応を行っております。

また、今後は募集を継続しながら、町長部局と協議し、新たな人材の発掘に取り組んでまいります。

以上、角田議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（高谷 茂君） 角田君。

○1番（角田広佑君） 町長、教育長、答弁ありがとうございます。

それでは、大項目の1つ目について再質問をさせていただきます。個人のモラルであるとか、そういったところを、要は注意喚起をしていくというところでご答弁いただきました。ありがとうございます。現代社会、大変車社会でありまして、一家に1台だけではなく2台、3台という時代になっております。当別町においても通勤は自動車や鉄道、それだけではなくて車と鉄道を併用して通勤される方ももちろんいらっしゃいます。鉄道を含めた交通インフラが徐々に縮減している昨今において、この体制は徐々にまた増えていく可能性があると考えます。そんな中で町長に再質問したいと思います。例えば一部の公共駐車場を有料化する、もしくは一部の駐車場利用者に許可制をしくなど、利便性を維持しつつ、目的外使用の縮減を図る方策もあると考えます。通勤の足を確保するという意味でもそういったところの方策というのができるのではないかなと私は考えております。町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 角田議員の再質問にお答えをいたします。

先ほども答弁させていただきましたけれども、公共駐車場の目的外使用の縮減を図る方法ということであります。有料化ですとか、いろんなご提案もいただきましたけれども、先ほど答弁させていただきましたように、使用については個人のモラルによるところが多いというふうに思いますし、当別町内には4つの駅がありますので、その駐車場をライドオンシェアでしたか、ライドトレイルだったか、そういったことで使用していただくということも可能かなというふうに思いますけれども、いずれにつきましてもそれぞれ利用していただく方のモラルにまず期待をさせていただきたいというふうに思っております。そういった点で、有料化ですとかいろいろご提案もいただきましたが、なかなか現実には、過去にも検討した経緯はあったというふうに思っておりますが、なかなかその現実には至っていないということでご理解をいただければというふうに思います。

○議長（高谷 茂君） 角田君。

○1番（角田広佑君） ご答弁ありがとうございます。町民の移動手段の確保、公共交通とも一体となって進めていく必要があると思いますので、私もいろいろと研究を重ねながら都度提案をしていきたいなと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

続きまして、題目2つ目の再質問をさせていただきたいと思います。先ほど訓練、今年度行う予定であるということでご答弁いただきました。これまではやっぱりコロナもあったことでなかなか町内での訓練であるとか、いわゆる大規模な訓練もできなかった状況があつて、これが第5類へ移行されたことから、防災訓練の拡充、さらに様々な状況やパターンを想定した訓練の必要性が出てくるし、これができる体制になってきていると思われます。例えば東京都板橋区では区の社協主催で災害ボランティアセンター運営研修というのを開催し、講義と演習を一体に行った事例がありまして、災害ボランティアセンターに特化した、そういった訓練というのも行っている事例があります。また、多くの自治体が総合防災訓練として各機関と連携しながら、災害発生からボランティアセンター開設までのタイムラインを短縮バージョンながらも一体的に行っているところもあります。ここで町長にお伺いいたします。今後ボランティアセンターのオペレーションを含めた全町規模での総合訓練の設定をするお考えはあるかお伺いいたします。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時00分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

町長。

○町長（後藤正洋君） 角田議員の2番目のボランティアセンターに関連する再質問をいただきました。ボランティアセンターそのものの研修につきましては、先ほど申しましたように今年の秋以降に計画をしているというふうに伺っていますので、そこはしていただけるのかなというふうに思います。基本的には防災マニュアルを町としても作って整備していますので、それにのっとった形で行いますが、詳細につきましては担当部長のほうから説明させますので、よろしくお願いします。

○議長（高谷 茂君） 総務部長。

○総務部長（長谷川 明君） ただいまの角田議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、災害ボランティアセンターの訓練に関するご質問、そこから派生した形での町全体での総合訓練というふうなお尋ねでございますが、初めにただいま町長答弁にもございましたとおり、災害ボランティアセンターにつきましては今年の秋以降をめぐり、既に平成29年3月の段階でボランティアセンターの設置運営マニュアルというものが社協のほう

で作成をさせていただきます。これに基づいた訓練のほうを実施をする予定であるということとをまず伺っているところでございます。

なお、これらを総合的に取り扱うひもづいた形での町一体となつての総合訓練というようなイメージでご質問かと承りますが、こちらについては現況今のところ計画はしてございません。ただ、ご提案にもありましたとおり、コロナも明け、災害対応に関しまして実地の訓練ができるような状況がどんどん整ってきておりますことから、今後これらの訓練の実施に向けて内部で検討を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 角田君。

○1番（角田広佑君） ご答弁ありがとうございました。当別町は、この前のテレビでもちらっと言っていたのですけれども、災害発生リスク、被災リスクが少ない町とされているということで思われがちなののですけれども、やっぱり突発的な災害はいつどこで起きてもおかしくない状況です。そのことを啓発しながら、効果的な災害対策、防災訓練の開催をぜひともお願いしたいと思います。第2項目めについては以上とします。

それでは、大項目3番目について再質問いたします。議長の許可を得ました提供しました資料1を御覧いただきたいと思います。こちらは、公益社団法人北海道社会福祉会によるスクールソーシャルワークの実践研究に基づいた講演資料で、日本医療大学、今西良輔准教授に承諾をいただきまして一部を抜粋して示したものであります。便宜上1、2、3、4とページ数を振っておりますが、1ページ目には現在児童生徒が抱える多問題、発達障がいや精神障がい、家庭環境の問題を整理しており、学校教育においては教員がこれらの問題に直面していることを指しています。次に、2ページ目では現在の学校における実情や課題を示しております。実は35人学級を目指した結果、教員が児童生徒を見切れない状況があり、その結果教職員の残業過多、心身の不調などが起こっているとされ、人員配置を計画的に推し進める必要があるとあります。そして、3ページ目ではそれらの状況において教職員の定員割れ、スクールカウンセラーの配置不備や時間数の少なさ、さらに家庭環境に踏み込めないといった課題があり、学校と地域で子どもと家族を支える支え手の必要性を示しています。これを見ますと、学校教育においては児童生徒とその家族の問題に対し教職員側の課題も浮き彫りになっており、これらの諸問題に対して組織的に取り組む必要があります。さらに、資料1の4ページ目ですが、学校の保健室の先生のように、困ったときに卒業して大人になってもいつでも頼られるような存在が学校には必要です。卒業したら関係ないではなく、児童生徒が卒業後に遭遇する様々な困難に対してもその都度相談することができる役割がスクールソーシャルワーカーには期待されており、十分その役割を果たすものであるといえます。

以上のことを考えると、会計年度任用職員で、さらに勤務日数が週3日という勤務形態では上記の職責を全うすることは困難であるほか、十分な給与、待遇であるとは言えないと私は思います。令和6年度予算審査特別委員会において佐藤立議員も指摘されております。

したが、正規職員としての採用が必要であると私も感じています。教育長にお伺いいたします。今後スクールソーシャルワーカーの正職員採用ないし会計年度任用職員にしても勤務日数を常勤並みの日数とする等の検討をするお考えはあるかお伺いいたします。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（三澤吏佐子） ただいまご指摘をいただきましたとおり、学校にとりましても、また問題を抱えている児童生徒、さらには保護者にしっかりと寄り添うためにもスクールソーシャルワーカーの存在というのは非常に心強い、そして有効な活動をしていただいたというふうに思っております。していただいたというよりも、していただいているというふうに考えております。そういう中で、先ほど待遇改善の問題が出ましたけれども、やはり有能なスクールソーシャルワーカーの方に町に根づいていただくためにはそれなりの待遇を用意するということは必要なことだというふうにも考えております。そういう中で、先ほど仕事の時間の話がありましたけれども、去年までは週3日ということで巡回をしていただいたところですが、今年の予算の段階では週4日ということで設定をさせていただいたところです。残念ながらまだ適任者に会うことはできませんけれども、待遇面のことに关しまして町長部局としっかり相談をした中でよりよい人材を見つけていきたいというふうに考えております。

○議長（高谷 茂君） 角田君。

○1番（角田広佑君） ご答弁ありがとうございます。日数を今増やした状況であるということで、そういったところで今検討しているというところでご答弁いただきました。その点についてもう一つ質問させていただきたいと思います。令和6年度予算審査特別委員会においてスクールソーシャルワーカーの正規雇用が難しい要因は何かという佐藤立委員の質問に対し、執行部では、これだけを生業にしている人がなかなかおらず、合間合間で働きたいという方も実際におり、他の自治体のスクールソーシャルワーカーとの掛け持ちで希望されている方もいらっしゃるという答弁がございました。この点について私は見解が違っていると思っております。そういう人材がほかでも働いているから合間で希望しているのではなく、ほとんどの自治体がスクールソーシャルワーカーの採用について週3回から4回という町と同じような採用形態をしており、それだけでは生業になり得ないため、やむなく掛け持ちせざるを得ないといった問題もあるわけであります。この点については北海道社会福祉士会、それから北海道精神保健福祉士協会、双方共々共通の課題として認識をしているということでお話を伺っている状況であります。さきの今西准教授においても、スクールソーシャルワーカーの養成課程のある大学があるものの、専門性を学んでも正職員ではないという部分から卒業後に就くことを視野に入れにくい現状もあると分析しているというところでご回答もいただいている状況であります。これは国全体として言えることなので、当別町が遅れているとか、そういうことではなく、社会が学校教育がスクールソーシャルワーカーの必要性を認めながらも、その配置について踏み込めていない現実があると私は思います。教育長、今こそ教育行政執行方針でも明確に示されている町の宝で

ある子どもたちを未来を開く人材として育てる支え手として、他の市町村よりも力を入れて取り組んでいることを示す意味でもスクールソーシャルワーカーの正職員採用ないし週5日勤務の考えはあるか改めて伺いたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（三澤吏佐子） スクールソーシャルワーカーの有効性については、非常に必要だということを感じているところでございますので、そのような人材が学校に、また当別町に配置できるようなことを目指しながら、町長部局としっかりと相談をしてみたいというふうに思っております。

○議長（高谷 茂君） 角田君。

○1番（角田広佑君） 答弁ありがとうございます。力強い答弁いただきました。これから期待したいと思います。質問については以上になります。

ただ、今回の質問に関してですが、ただいま行われている第213回衆議院通常国会におきまして兵庫県の桜井周衆議院議員がスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの活用と待遇に関する質問主意書を提出しておりまして、これ受理されております。この答弁を確認しながら今後も注目をしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。私の質問については以上であります。

町長も先ほどお話ありましたけれども、先日のSTVのテレビ番組、私も拝見させていただきました。非常に当別町の魅力、移住政策についてコンパクトに分かりやすくまとめられていてすごくいい番組だったと思っております。あと、今日の朝刊でも医療大生がモルックの大会を企画したというところもあって、ピンチはチャンスでより一層当別が盛り上がりを見せていると思います。私も魅力を発信しながら町をより一層盛り上げてまいりたいと思います。

以上、一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（高谷 茂君） 以上で角田君の質問を打ち切らせていただきます。

次に、通告3番、芳形君の質問であります。

芳形君。

○3番（芳形幸夫君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

日本共産党の芳形幸夫です。よろしくお願いします。質問を行う前に、皆さんに報告をすることが1件ございます。私のほうで一般質問通告書一覧に出ています大きな項目の2番目、その（2）、文章からいきますと当別町は豪雪地域であるのに厚生労働省は当別町の豪雪地域指定にしていないから始まりまして、町から道や厚生労働省に豪雪地域指定を要望すべきと考えるが、見解を伺うという、この項の質問についてです。これは、誠に申し訳ありません。私が拙速な展開をしてしまいまして、部局に確認もせず、今回質問事項として挙げてしまいました。そのことにつきましては、私も今後このようなことがないように自己研さんに努めますので、よろしくお願いしたいと思います。ここで取消しの依頼、

また議長、部局にも対応させていただきました。よろしくお願いいたします。

早速今日の質問に入らせていただきます。大きな項目は3点です。小項目は5点となります。最初に、当別町にある介護施設、医療機関への支援の在り方についてです。社会福祉法人当別長生会への運営補助金が採択されましたが、当別町民への周知、説明についてと今回の採択事例とは別に同様の支援要請を受けた際の対応についてです。最初に、私どもは今回の支援について、町から運営を移譲する形で養護老人ホームを運営してきた経過、経緯は理解できますが、社会福祉法人当別長生会は民間介護事業者という受け止め方をしています。このことから、今回の支援はあくまで民間会社への支援と私どもは捉えています。一民間会社への支援という観点からして当然町民への周知と説明が必要と判断するのですが、今後の町民への対応については町としてどのようにお考えか見解を伺います。

2つ目に、町は当別町内にあるほかの介護施設、医療機関からこれまでも支援の要請を受けていました。今後町内にある事業者から支援要請を受けた際はどのような対応を考えているのか見解を伺います。

次の項目に移ります。当別町の介護事業の現状と展望について伺います。介護事業の運営について、当別町の現状と新たな事業計画に基づく介護事業の展望についてです。東京商工リサーチの2024年1月から5月の調査では、小規模介護事業者の倒産が2024年上半期において過去最高だった2020年を上回っていると報道されています。この要因、原因がどこにあるのか、そのことが私たちは重要であるのではないかというふうに判断しています。また、3月の定例会の一般質問の中で介護サービスの現状と課題ということで取り上げさせていただきました。当別町においても介護人材不足によるデイサービスの休止、撤退が続きました。このようなことの中で当別町介護保険事業計画第9期を示されましたが、改めて今後の当別町介護保険事業についてどのような具体策、対応策を考えているのか伺います。

次の項目になります。3項目めです。北海道国民健康保険運営方針について伺います。北海道は、令和12年度をめどに保険料水準の統一を目指すとしていますが、今後の展望と当別町民への影響についてです。質問1点目ですが、私どもは国民健康保険税、国民健康保険料ともいいます。これは、高齢者や自営業者、所得が低い若い世代にとって生活を圧迫するほど切実な問題になっていると捉えています。我が党の北海道議会議員団が行った2月9日の道庁との事務折衝で、その中では国保法では保険料、保険税は自治体が決めるとなっているのだから、統一保険料から自治体は離脱できるのかと質問。道は、道庁との約束事だが、今のところ離脱できると回答を受けています。北海道では179の市町村があり、自治体数が他県に比べて非常に多いです。医療費、収納率、保険料の減免等についても各自治体で違いが大きいと受け止めています。町も国民健康保険税については苦慮されていたと思いますが、質問ですが、町は統一保険料に参加ではなく離脱するという検討はいかがだったのか伺いたいと思います。

2点目になります。3月の定例会でも一般質問で当別町にとってどのような影響がある

かと伺ったところです。保険料が上がるという回答をいただきました。ちょっとくどいのですが、今回の質問は保険料水準の統一ということが広く町民に知られているのか、伝わっているのかという観点からです。そこで、質問になります。北海道が進めようとしている保険料水準の統一をすることによって当別町にどのようなメリット、デメリットが生じるのか見解を伺います。

以上が私の1回目の質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） ただいまの芳形君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） 芳形議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、社会福祉法人当別長生会への支援内容について、今後町民への説明、周知をどのように考えているのかとのご質問でありますけれども、さきの5月臨時会において社会福祉法人当別長生会への支援を含む補正予算について議会の議決をいただいていること、また町民からこの件に関する問合せがないことから町民の理解をいただいたものと認識しており、改めて説明や周知を行う予定はありません。なお、今後問合せがあった際には丁寧な説明をさせていただきたいと考えております。

次に、今回の運営補助金と同様の支援要請を受けた際はどのような対応を考えているのかとのご質問でありますけれども、今回の支援は町が社会福祉法人当別長生会に運営を移譲した養護老人ホームの収支不足について町にも一定の責任があるものとして支援を行った特別な処置であって、他の事業者に対して同様の運営補助を行う考えはございません。

次に、改めて今後の介護事業についてどのように考えているのかとのご質問でありますけれども、令和6年3月定例会において芳形議員の一般質問に答弁したとおり、町内介護事業所のこれ以上の休止や廃止が今後生じないための対策が必要と認識しており、5月末には町内の介護事業所の皆様にお集まりいただき意見交換を開催し、事業所が抱える人材確保に関する話題などを話し合いをさせていただきました。今後も継続的に開催を行い、第9期計画の基本目標の達成に向けて町として適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、統一保険料から離脱する検討についてのご質問でありますけれども、国民健康保険法改正後、北海道と市町村が協議の上、北海道国民健康保険運営方針を策定し、一体となって国保運営を行うこととなりました。運営方針の中で令和12年度をめどに保険料水準の統一を目指すとなっており、北海道内全市町村が目指す取組であることから、町独自の判断で離脱することを検討したことはありません。

次に、統一保険料のメリット、デメリットについてのご質問でありますけれども、メリットは、将来にわたって持続可能な医療保険制度が担保されたことで当別町の国保財政運営が安定したことが挙げられると思います。デメリットといたしましては、令和6年3月議会において芳形議員の一般質問に答弁したとおり、北海道全体の1人当たり医療費が伸びていく状況下において保険税率の上昇が見込まれることが挙げられますが、このデメリットに対しては必要に応じて国民健康保険財政運営基金を活用するなど、被保険者にとっ

て急激な負担増とならないように配慮してまいります。

以上、芳形議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 芳形君。

○3番（芳形幸夫君） 答弁を受けさせていただきました。再質問なのですが、大きな項目の2つ目、（2）のほうです。先ほど町長のほうからは責任ある措置ということをおっしゃいました。このことにも関すると思うのですけれども、庁内においても今までも不定期であつても話合いの場があつたと聞いています。当然そういう流れからしますと、部局とか町長ご自身が話合いの場を設けるということには至らないのかどうか、ご答弁いただければと思います。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時41分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

ちょっと待ってください。芳形議員の先ほどの再質問の内容がどこにどういうことに対する再質問かわかりませんので、その意味を今確認をするために時間をいただきました。その確認も含めて、これ再質問でよろしいですから、もう一度質問を整えてください。

芳形君。

○3番（芳形幸夫君） 失礼しました。私のほうとして聞いたのは大きな項目の1の（2）のことについてなのですが、その辺がちょっとかみ合っていなかったのですけれども、町内にある事業者から支援要請を受けた際はどのような対応を考えているのかのことについてから、私としては当別町養護老人ホーム、当別長生会ですか、そのことについての含んだその視点からという質問でちょっと捉えていなかったものですから、あくまでも別な事業者のほうの要請、他の事業者、町内にある他の事業者の支援要請という全く別なものというふうに捉えていたものですから、その中でこちらのほうで訴えようとしたことは、今までも不定期に継続的な開催で事業者との対話を行っているのですということを知っているということから、新たに町のほうからもまたこういう要請があるということが予想される場合にはその前段においてでも話合いの場を設けていただいたほうがいいのではないかという視点からの質問だったのです。あくまで当別長生会への事例のことについてではなくて、こういうことによってきちんと説明された事業者のほうでそのことを認識して正しく、例えば当別長生会のように特別な事例ではなくて新たなただ単なる支援ということで要請を受けたという観点からの質問なのです。お分かりいただけますでしょうか。そういう観点からの質問といたしました。

○議長（高谷 茂君） 今の内容で分かるなら、それについて答えていただければと思い

ますが。

町長。

○町長（後藤正洋君） 今芳形議員から再質問がありましたけれども、最初の質問趣旨からしますと私どもが想定した部分とちょっと違うように私は取っております。それで、先ほど支援を行った特別な措置だということを申し上げたのでありますけれども、今関連してほかの団体がということのようですので、それにつきましては担当部長のほうから詳しく説明をさせます。

○議長（高谷 茂君） 福祉部長。

○福祉部長（森 淳一君） ただいまの芳形議員の再質問でございますけれども、恐らく支援というのが我々が答弁した内容よりもちょっと幅広なご質問かと思えます。恐らく今後様々な支援要請等々があった場合どのように対応するのかという趣旨だと思いますけれども、これに対しては町としては常にそういった聞く機会というのは設けているつもりです。特に福祉部局では様々な事業者さんとお話しする機会があつて、様々なご要望等々も受けているところでございます。また、答弁の中にもございましたとおり、今年新たな取組として町内の介護事業所の皆様にお集まりいただきましてごつくばらんな意見交換会を開催いたしました。具体的には、やはり挙がってきたのは事業所が抱える人材確保に関する課題等々が浮き彫りになってまいりました。これも継続的に開催しまして、町内事業所が抱える様々な課題、支援要請、こういったことに対して町がどのようにお答えできるのかということも含めまして今後検討を深めていきたいというふうな考えでございます。

答弁といたしましては以上でございます。

○議長（高谷 茂君） 芳形君。

○3番（芳形幸夫君） 私のほうのただいまの大きな1項目の第2項目についての質問は、ちょっと私のほうの捉え方とその質問の、そのところの扱い方がきちんとなっていなかったのかなと思います。あくまで一般的なことということで、当別長生会への支援という、そういう判断ではなくて別な形での整合性をしてくださいという、私たちのほうで聞いているところによるとそういう情報が入ってくるものですから、その辺がやはり私も誤解したように支援という形になってくると、補助金のほうの運営ということになってくると、そういうあれが出てくるのかなと思ったものですから、こういう質問展開となってしまいました。失礼しました。

次に、質問項目大きな項目の2点目です。先ほど5月に入って話合いをしたということですので、この辺が私のほうが質問のところでもたかみ合って、受け止め方がそちらのほうと同様のあれで判断してしまったのかもしれない。話合いをしていますということですので、今後も継続して話合いを持っていいただければと思います。

質問項目の3項目めの再質問なのですが、北海道国民健康保険運営方針につきましてです。その第1項目、1点目のところの町は統一保険料に参加ではなく、離脱するという検討はされたのでしょうかということの質問からについてなのですが、町長のほう

では、やはり市町村もきちんと話合いをしたというところでの回答をいただいたと思います。ところが、私たちからするとその市町村の対応というのが本当に十分にされたのかというところが見えてこなかったというのが私たちの思いなのです。私たちの考えです。そこから判断すると、やはり町独自の、町の事情というのは、やはり各179自治体千差万別ですので、そのほうからの視点ということからすると、町の事情からの独自の視点からという離脱するというところの思いに至らなかったのかというのが先ほどの質問の趣旨になります。その上であえてもう一度再答弁をいただいてよろしいでしょうか。お願いします。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） ちょっと再質問の意味が分からないのですが、先ほど冒頭に答弁したことをもう一度答弁させていただきます。

先ほど統一保険料から離脱する検討についての質問ですということで答弁させていただきましたが、国民健康保険法改正後、北海道と市町村、道内の市町村が協議の上、北海道国民健康保険運営方針を策定をし、一体となって国保運営を行うこととなりましたという報告をさせていただきました。その上で運営方針の中で令和12年度をめどに保険料水準の統一を目指すとなっており、北海道内全市町村を目指す取組であることから、町独自の判断で離脱することを検討したことはありませんというふうに答弁をさせていただいております。

○議長（高谷 茂君） 芳形君。

○3番（芳形幸夫君） 再々質問ということになるのでしょうか、町独自にという視点はないということなのですか、ちょっと私も難しいのですが、要は私たちのほうの視点からすると、例えばこの質問1点目のところ、先ほども読み上げましたが、国民健康保険税は高齢者や自営業者、所得が低い若い世代にとって生活を圧迫するほど切実な問題という認識があるのです。やはりなかなかこの問題というのは厳しい状況というのがあると思うのです。その中で町も独自に今までも検討して毎年の国民健康保険税というのを決めていたと思うのですが、その中にやはりもっと、単純に179市町村の中の話合いということの中なのかもしれませんが、そういう反対の意見というのは出てこなかったのかというところからの視点とかあります。それもあります。また、やはり独自にという、町民の国民健康保険税ですので、当別町民が対象ですので、その辺から独自にという視点というのはどうあるのかというところですか。その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時53分

再開 午前11時56分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

町長。

○町長（後藤正洋君） 芳形議員から再々質問いただきました。恐らくこれまでの意思決定プロセスというものについて各常任委員会のほうでも都度説明させていただいておりましたけれども、改めて町としてどういうふうに手続を踏んできたかということも含めて担当部長のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 住民環境部長。

○住民環境部長（種田 統君） 芳形議員の再々質問に答弁させていただきます。

国民健康保険の料金の統一水準につきましては、国民健康保険、国民皆さんの生活を守るために重要な保険でありまして、しかし被保険者の高齢化に伴うそういう医療費の増大などによりまして毎月赤字が発生し、特に小さな市町村では国民健康保険体制を支えることが困難な状況となっている中で、国が持続可能な医療保険制度を構築するために平成30年に全国の国民健康保険制度が改正となりまして、それまでは市町村の運営だったのだけども、都道府県も国民健康保険制度と一緒に担うというふうに制度改正になりまして、そのときは北海道としても北海道国民健康保険市町村連合会議を設けて市町村と逐一連携取りながらワーキンググループで協議を重ねた中で、当別町としても国保財政を安定した運営を維持するために統一料金、統一保険料の水準に合わせることで町の国保財政を安定することにつながると判断したのと、あと国民健康保険運営協議会に統一水準合わせることにについて諮問した際に、全道179市町村料金統一水準に合わせて移行することでそういう答申をいただいている経過もありますことから、町としましてこの統一水準に合わせて進めていくことで判断したという経過でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高谷 茂君） 芳形君。

○3番（芳形幸夫君） ありがとうございます。内容について、私どものほうに入っている179市町村について、個々のという対応については十分な情報が入ってきていなかったのかなと思います。その点はおわびします。失礼しました。

続いて、2点目について再質問させていただきます。3項目めの2点目なのですが、の再質問です。保険料水準の統一をすることによって当別町にどのようなメリット、デメリットが生じるかと伺いました。このことは国民健康保険税を納めている町民にもメリット、デメリットが生じてくるのではないかと思います。また、被保険者の中にはもう既に保険税の負担が重くのしかかっているということを聞いています。その中で、全国町村会、全国知事会などが保険料負担の不公平を解消するための公的医療保険制度の一元化や受益と負担の公平という観点から、負担を押しつけ合う保険料水準の統一ではなく、国保財政基盤強化のための公費投入の確保を要望しています。全国知事会、全国町村会です。私たちが思うに当別町もこれらの団体と連携して国保の財政上の構造的問題に対して政府のほうに求めていただきたいという考えですが、いかがかお伺いしたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 芳形議員の再質問にお答えをしますが、先ほど部長から答弁がありましたように、それぞれ道内の各市町村も含めて協議をしてまいりましたし、それぞれの市町村においてもその中でそれぞれ協議をして今回の合意に至っているというふうに私は理解をしております。そういった中で、昨年の11月に開催されました国保制度改善強化全国大会に私も出席をいたしまして、医療保険制度の一本化の早期実現ですとか、あるいは国保財政基盤の強化のための公費投入の確保などについて直接要望させていただいております。今後もこの推移を見ながら機会を捉えて関係機関と連携した要望を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、そのことを申し上げて答弁いたします。

○議長（高谷 茂君） 芳形君。

○3番（芳形幸夫君） 町長より答弁いただきましてありがとうございます。やはり実情というのは、皆さんもうご存じだと思いますけれども、当別町の納める一般納税者にとっては国保税が上がるということは今の物価高の中においては深刻な問題だと思います。町も今連携してという動きを強めているということなので、その辺を切に願ひまして私の再質問とさせていただきます。

以上で終わります。

○議長（高谷 茂君） 以上で芳形君の質問を打ち切らせていただきます。

午後1時まで休憩とし、佐藤君の一般質問から始めます。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時00分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

次に、通告4番、佐藤君の質問であります。なお、佐藤君より質問に当たり資料を配付したい旨議長に申出があり、これを許可いたしましたので、お手元にお配りをしております。

佐藤君。

○6番（佐藤 立君） それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を始めます。

今日は、公共施設等総合管理計画について、学級編制における当別町独自基準についての2点を質問いたします。お手元に資料を6点お配りをしております。該当箇所でご説明をいたしますので、併せて御覧ください。

初めに、公共施設等総合管理計画について質問をいたします。当別町の公共施設等のこれまでの老朽化対策の成果や北海道医療大学の移転という社会情勢の変化を踏まえ、公共施設等の現状及び将来の見通しの再検討を始める必要があるのではないかとこの視点からお

尋ねをするものです。まず、資料１の１を御覧ください。公共施設等総合管理計画は、当別町の全ての公共施設等の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化、施設除却を計画的に行い、財政負担の軽減、平準化を図り、最適な配置を行うことを目的としています。この検討イメージを示しているものが資料１の１です。現行の計画期間は平成28年度から令和７年度までの10年間です。計画期間内であっても上位関連計画や社会情勢の変化などの状況の変化に応じて適宜見直しを行っていくこととされています。

次に、資料１の２を御覧ください。これは、公共施設等総合管理計画に掲載されている耐用年数表です。縦軸に施設名、横軸は2015年から2066年までの時間軸です。表で色がついている部分が減価償却耐用年数を超え、条例上の耐用年数までの期間、つまり建て替えや長寿命化などを実施する目安の期間です。また、大きな矢印がついておりますが、ここがちょうど2024年、今の時点を指しております。これらの施設のうち表の上のほうにあります旧当別小学校、旧当別中学校やふとみ保育所、役場庁舎などは現在検討が具体的に進んでいる、もしくは既に老朽化対策が完了をしているものとなります。直近で対策が必要な施設については着実に対応してきている一方、耐用年数に近づきつつある施設もまだまだ複数あります。また、長寿命化の対象とされている公営住宅については、北海道医療大学の移転という社会情勢の大きな変化により改めて検討が必要だと考えられます。そこで、１点お尋ねをいたします。公共施設等総合管理計画について、これまでの老朽化対策の成果、各施設の経年劣化や北海道医療大学の移転などの社会情勢の変化を踏まえ、新たな計画の策定に速やかに取り組む必要があるのではないのでしょうか。

次に、学級編制における当別町独自基準について質問いたします。なお、質問通告で学級編制のセイの字が誤っておりまして、正しくは制限の制という字になります。こちらはおわびをして訂正をさせていただきます。

昨年度の西当別小学校１年、今年度の西当別小学校１年、２年で当別町一体型義務教育学校基本構想に掲載されている学級編制における当別町独自基準による学級編制が行われず、いずれも２クラスとなるべきところを１クラスで編制されていることを踏まえ、独自基準による学級編制が行われなかった経緯を解明するとともに、遅くとも令和７年度からは独自基準による学級編制を行うことを求めるものです。先月西当別小学校に在学中の児童の保護者から、１年生は１クラス35人、教室が狭く、通路も通れないぐらい。クラスの半分は荷物を隣の空き教室に置いている。あと１人いたら２クラスになれたのに残念だというお話を伺いました。１、２年生は特別基準をつくったはずなのに少しおかしい話だなと思い、どうして35人学級になっているのだろうか教育委員会に問合せをいたしました。経緯や理由について納得できる説明を得られませんでした。

なお、質問に入る前に１点申し上げます。学校現場では、担任の先生を中心に教職員の方々が子どもたちによりよい学びの環境を提供するために日々最大限の努力を積み重ねていらっしゃいます。今回言及する各学年についても、今の環境の中では最適な教育が行われていると承知をしています。その点はお聞きの皆様も誤解のないようお願いをいたし

ます。

まず、資料2の1を御覧ください。これは、平成30年度、2018年度から今年度までの各学校の学年ごとの児童生徒数、学級数などと当別町一体型義務教育学校基本構想に掲載されている学級編制における当別町独自基準、文部科学省及び北海道の基準を示したものです。表の下段で白抜きとなっている西当別小学校、昨年度1年、今年度1、2年にご注目ください。独自基準では1、2年生は1クラス29人までとされていますので、2クラスの学級編制を行うべきところ、いずれも1クラスで編制されています。

次に、資料2の2を御覧ください。これは、当別町一体型義務教育学校基本構想に掲載されている学級編制における当別町独自基準です。小学校1、2年生が29人と明記をされています。独自基準については、議会でも委員会や一般質問で繰り返し取り上げられてきました。2018年6月定例会では、独自基準の前倒し実施を求める鈴木議員の一般質問に対して教育長が、当別町独自基準につきましては、小中一貫教育の研究実践を始めた当初からの施策の柱の一つとして挙げておりました。特に小学校1年生の35人学級は指導上困難性を感じることが多く、30人以下、できれば25人程度が適切ではないかと私は捉えておりますと答弁されています。2019年3月定例会では、山崎議員の一般質問に対して教育長は、少人数による丁寧な指導をしていくということは、当別町の教育を進める上での根幹となるということだというふうに思っております。特に低学年は、社会性の基礎を養いつつ、きめ細かく目の行き届く指導が欠かせません。そのため、1、2年生の学級が30人を上回らないという独自基準を設定しているところだと答弁されています。さらに、令和3年度、2021年度の教育行政執行方針、教育予算編成の概要でも独自の学級基準設定と言及されています。なお、学級編制における当別町独自基準が掲載されている当別町一体型義務教育学校基本構想は、2018年8月1日に開催された平成30年第9回当別町教育委員会臨時会で議決をされているものです。

そこで、以下のとおり伺います。1、学級編制における当別町独自基準は存在するのか。

2、学級編制における当別町独自基準は教育委員会で議決されたものであるのか。

3、文部科学省及び北海道の基準を上回る町の独自基準で学級編制を行う場合、教育委員会及び当別町が行う必要がある事務並びに文部科学省及び北海道との間で行う必要がある事務は何か。

4、前項の各事務の実施状況を明らかにされたい。

5、令和5年度の西当別小学校1年、令和6年度の同1、2年で独自基準による学級編制が行われていないのはなぜか。

6、学級編制における当別町独自基準を変更するとの決定は行われているのか。

7、前項の決定が教育委員会で議決されているのであれば、その日時と議事の概要を明らかにされたい。教育委員会で議決されていないのであれば、いつ、誰により決定されたのか及びその決定の法的根拠並びに教育委員会での議決を行わなかった根拠を明らかにされたい。

8、来年度から独自基準による学級編制を実施する予定はあるのか。

以上です。

○議長（高谷 茂君） ただいまの佐藤君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。
町長。

○町長（後藤正洋君） 佐藤議員の一般質問にお答えをいたします。

まず最初というか、私の質問に対してですけれども、当別町公共施設等総合管理計画について新たな計画の策定に速やかに取り組む必要があるのではないかとのご質問でありますけれども、現行の公共施設等総合管理計画期間は議員ご発言のとおり令和7年度末までとなっていることから、7年度中に本計画の改定作業を実施をいたします。

なお、改定内容の方向性といたしましては、社会情勢の変化に伴い、他の関連計画との整合を図る必要性があることから、施設等の追加や削除を行うほか、これまでに実施した長寿命化対策といった投資的経費を反映させ、今後の維持管理を前提とした費用の試算などの更新を予定しております。

以上、佐藤議員の一般質問に対する私からの答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（三澤吏佐子） それでは、佐藤議員の一般質問にお答えをいたします。

学級編制における当別町独自基準についてのご質問ですが、初めに当別町一体型義務教育学校基本構想にある独自基準について、この基本構想を教育委員会で決定した以降に各種計画や規則等で独自基準として定めたことはありません。したがって、今の学級編制は北海道の基準をもって行っております。

次に、北海道の基準を上回る基準を用いる場合の事務とその実施状況ということですが、現在まで北海道の基準を用いた学級編制を行っているため、そのような事務を行っておりませんが、北海道の基準以外を用いる場合には北海道との協議や町で規則を定めるなどの業務が必要になることが想定されます。

また、西当別小学校の学級編制についても同様に北海道の基準による学級編制となっております。

次に、独自基準の変更の決定とその決議についてですが、平成30年の当別町一体型義務教育学校基本構想の中で少人数、習熟度別による丁寧な指導を充実させるために独自基準を設定するとしています。この構想の後、令和2年第5回の教育委員会定例会で決定した当別町教育基本計画では、目指す学校像として少人数、習熟度別によるきめ細やかな指導を実践する学校とし、今後の取組を個に応じたきめ細やかな指導体制を確立するため町独自の人的配置を積極的に進めますとしています。この計画に基づき、令和3年3月に決定した令和3年度当別町教育推進計画では学びを支える人的支援として学力向上推進講師の配置や特別支援教育支援員の配置を行うこととし、その人件費を令和3年度の予算に計上しています。

このような経過から、基本構想にある少人数、習熟度別によるきめ細やかな指導の充実

を実現させるための手法を独自基準の設定から学びを支える人的支援へシフトして、その年の学校状況を学校長から聞き取り、必要に応じた人的配置をする今の体制になったと考えておりました。しかしながら、佐藤議員のご指摘のとおり、令和3年度 of 教育行政執行方針、教育予算の概要では独自基準の設定などの準備を進めているとの発言をしている一方で、その発言に基づく予算措置や事務を進めていないことから、ご指摘を真摯に受け止め、この独自基準の設定の可否については教育委員会として改めて方向性を示す必要があると考えておりますので、委員会内での協議を進めてまいります。

なお、来年度から独自基準による学級編制を実施するかとのことについてですが、まずはこの独自基準の可否について改めて教育委員会で協議した上で判断してまいります。

以上、佐藤議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 佐藤君。

○6番（佐藤 立君） それでは、再質問をさせていただきます。

公共施設のほうにつきましては、来年度見直しに向けてということでしたので、町の状況等を把握しながら今後の取組に期待をさせていただきます。

再質問につきましては、独自基準のほうにつきましてさせていただきます。項目を細かく分けて出させていただいていますので、なるべく項目に沿った形で質問をさせていただきますが、まず大前提として今後改めて可否を検討するというご答弁がありましたので、その部分については一応頭の中に入れた上でですけれども、幾つか確認も含めて質問をさせていただきますと思います。

まず、学級編制における当別町独自基準が存在するのかというところに対して、その後特に設定をされていないというご答弁がございました。極めて衝撃的などいいますか、当時の議会にいらっしゃった方がここにもまだ多くいらっしゃると思いますし、町長も議長として恐らく様々な会議にもご参加をされていた中でこのやり取りがあったかと思います。総務の委員会ですとか、当時ありました公共施設在り方の特別委員会でも独自基準を設定しというお話があり、さらに独自基準の根拠についての質疑に対して、先ほど私が冒頭で申し上げましたけれども、教育長からも熱い思いのお話があり、さらにそれが西当別に適用されるのかというところの議論もあり、当然それを受ければ独自基準は既に設定をされていて、あとはどうべつ学園の開校、当時でいいますと平成34年です。それに合わせての独自基準だが、さらに議論としてはその前倒しというほうに移っていたというふうに承知を、私は少なくとも認識をしておりましたが、教育委員会としては全くそれを進めていらっしゃらなかったと。確認なのですけれども、まず教育委員会の基本構想の議決ございませぬ。平成30年8月1日の基本構想の議決の中で独自基準が書き込まれたものが議決をされていると思いますけれども、それであればまず1点目のところ、独自基準はあるのかと、存在するのかというところの質問ですけれども、その議決に基づいて教育長並びに教育委員会の事務局は事務をしなければいけないのではないのでしょうか。それがなぜ行われていなかったのかというところがまず不思議でならないところではありますが、そこはいかがで

しょうか。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 1時31分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

教育長。

○教育長（三澤吏佐子） お時間を頂戴して申し訳ございません。平成30年の基本構想の後、令和2年第5回の教育委員会定例会で決定した基本計画では独自基準の設定から個々に応じたきめ細やかな指導体制を確立するため町独自の人的配置を積極的に進めますとしており、この時点で独自基準の設定を行う必要がなくなったものと解釈をして事務手続が行われなかったものと思われます。

○議長（高谷 茂君） 佐藤君。

○6番（佐藤 立君） 今教育長ご指摘のあった教育委員会の議事録は私も拝見をいたしました。その議事録を見る限りでは独自基準を設定しない、もしくは独自基準を撤回するというような議事上の記録はございません。基本計画には確かに独自基準についての記載はありませんが、学級編制については地方分権の一括の改革の中で各市町村が都道府県の標準を基に学級編制を行うといういわゆる自治事務になっているものでありますから、道の基準が当然に適用されるものではなくて、あくまでも町として実態を見て編制をするところであると考えております。そうしますと、基本構想の議論のときには独自基準についての説明もあり、質疑もあり、独自基準というのが念頭に置いた中で議決がされているのに今お話のあった教育基本計画の中では独自基準に関しての言及が一切ない状態で、計画の中にその文言がないから撤回をしたと推定するというのはちょっと私はどうにも理解がし難いところであります。仮にその教育委員会の議決の中で独自基準を撤回したというのであれば、それが確認できる具体的、公的な記録は存在をするのか、また独自基準の撤回が決まったその経緯と撤回すると決断した理由、それを具体的な根拠をもって明らかにしてください。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時39分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

教育長。

○教育長（三澤吏佐子） お時間を頂戴いたしましてありがとうございます。撤回した、または変更した公的な記録はありませんが、先ほど申し上げました基本計画及び推進計画の内容から変更があったものと推測されるものでございます。

○議長（高谷 茂君） 佐藤君。

○6番（佐藤 立君） では、確認で、1問目のところのこれ最後の質問になりますので、今記録はないということでしたので、もしかしたら当時、今はもうないというふうに聞いていますけれども、当時行われていた教育委員会の勉強会なる活動の中で何らかの議論が行われていたのかもというふうには思いますが、これは教育長も十分ご存じのことだと思いますけれども、教育委員会の公開の部分については平成13年に義務づけが行われまして、その後議事録の公開についても努力義務とされていますけれども、住民に対して開かれた教育行政を推進する観点から会議の透明化を図るということが文科省からの通知が出ているのは十分ご承知のことと思います。現時点での体制のことではない話ではありますが、これほど重要な件が公的な記録もなく、今教育長からも恐らくぎりぎりのご答弁だと思いますけれども、推察されるということで、このような変更が行われているということは私が当別町議会に入らせていただいてから初めての経験であります。正直信じ難いところがございます。

その上でですけれども、1点確認ですが、このような記録の残らない会議で何らかの意思決定が行われるということは現在の教育委員会ではない、そして今後においても一切ないということは間違いないのかというのを最後にここの点での確認をさせていただきたいのと、もう一点、冒頭にも申し上げましたが、この点議会でも様々な議論があったところであります。しかし、今教育長がおっしゃった教育基本計画、これについても議会報告が定例会の中で行われています。その定例会での報告についても独自基準の撤回もしくはなくなるに関して全く触れずにその他の部分についての説明をされています。これは、もはや意図的に説明をしなかったとしか私は理解ができないのですけれども、なぜ重要な決定について教育委員会の外部、例えば議会をはじめとした教育委員会の外部に一切のご報告等がなかったのでしょうか、それも併せてご説明をお願いします。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時49分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

教育長。

○教育長（三澤吏佐子） お時間をいただきましてありがとうございます。

それでは、質問にお答えさせていただきます。議会等への説明について、都度十分に行われていなかったことにつきましては深く受け止めまして反省をいたします。教育委員会として今現在、また今後とも記録に残らないような意思決定を行うことはありません。

○議長（高谷 茂君） 佐藤君。

○6番（佐藤 立君） 今の点については4点目ですので、次の質問にさせていただきますけれども、最後にお話のあった今後に向けてのお話のところは私も重く受け止めさせていただきます。4回目になってしまったのであれですけれども、報告は十分にではなく、十分にというのはある程度の報告はしていたけれども、足りていなかったということだと思いますけれども、これは十分にではないです。全くです。全くしていなかったということなので、そこに十分にという修飾語を付け加えられるのは非常に残念であります、ちょっと質問項目がいろいろあるのと時間の関係もありますので、先に進ませていただきます。

この先の項目ですけれども、実施に向けての事務に関することに関しては行っていないということなので、質問のしようもないかと思いますので、ここは飛ばさせていただきます。

また、基準にのっとった学級編制が行われていない理由についても、その基準がなかったという認識で動かれていたということなので、理由はそれに尽きるのであろうと思います。

その次ですけれども、学級編制における独自基準を変更する決定云々、ここの部分についての再質問ですけれども、一応この部分でシフトをしていったと、2020年3月の教育基本計画等を見つつ、シフトをしていったという認識であったけれども、改めてその可否について今後検討をしていくということなので、非常にこれもまたぎりぎりのご答弁をされているのではあるかと思いますが、先ほど申し上げた議会への報告ですとか、例えば2020年の3月25日の基本方針を設定したその後で令和3年度の教育行政執行方針があり、もちろんそれも教育委員会の中で協議案として一切の質問、この件についての質疑がなく同意がされている。さらに、教育基本計画の説明の際にも特段基準についてのお話がされていない。これらのことから考えると、むしろ当時の認識としては基準はそのまま残っているというふうに考えたほうが私はその一連の動きは自然なのではないのかなというふうに今回も調べていて思っていました。ただ、教育委員会としてはそこは緩やかにシフトをしていったということなので、質問としては、改めて方向性を検討ということですが、これは独自基準については既に一回なくなっているが、改めて1、2年生の29人の編制について新しい案といいますか、ということとして議論をするということなのか、緩やかにシフトをしていったという解釈自体が非常に綱渡りな解釈であるので、立ち止まってもう一度基本構想に書いてある独自基準というのがある前提でそれをどう実施していくのかというところの方向性を協議をしていくのか、現状としてはどこの立ち位置に立たれているのかというところを教えてください。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 1時56分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

教育長。

○教育長（三澤吏佐子） お答えをさせていただきます。

基本構想に立ち返り、改めて独自基準の可否につきまして協議をまいります。

○議長（高谷 茂君） 佐藤君。

○6番（佐藤 立君） 一応これ学級編制における当別町独自基準を変更するとの決定は行われているのかというところから独自基準に関して3つの小問があるかと思えますけれども、基準変更についての。そのこのところのまとめたの質問というふうに見ていただいて大丈夫ですので、2回目の再々質問ですけれども、今基本構想に立ち返って可否をとということでありました。そうしますと、基本構想についてはまず設定するという書き方がされていますし、この基本構想をつくるに当たって当時の教育長、教育委員会が特に1、2年生の少人数のところについては非常に大きな意義を置いて、その必要性を強く力説をしながらこの基本構想の説明をされていました。今後可否をとということですが、その検討を基本構想に立ち返ってということであれば今基本構想に書いてあることがまず大前提になるということ、さらにそこを、もちろん教育の方法に入っていきますと様々な方法論があるということは私も承知をしております。決して少人数のクラスというのは目的ではなくて手段であるということも十分承知をしておりますけれども、少なくともこの基本構想はそこに非常に大きな意義を置いてつくられたものですので、仮にそれを違う方向にするということであれば相当程度説得的な説明が必要でありますし、恐らく教育委員会の中でもそれについての様々なご議論が公開の場であった上で、記録が残る場であった上でしっかりとした方向性を出していただくということになるのだというふうに思っておりますけれども、基本構想に立ち返るというのはそういうふうに今基本構想に書いてあるところがまずベースになるというふうに理解をして間違いがないのかもう一度確認させていただきます。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（三澤吏佐子） それで結構です。

○議長（高谷 茂君） 佐藤君。

○6番（佐藤 立君） ありがとうございます。これは私の理解違いでなければありがたいのですが、大変前向きなご答弁をいただいたというふうに思っております。基本構想の中では学級編制における当別町独自基準として特に1、2年生29人というところも明記

しながら書かれておりますので、当時の必要性の議論等もしっかり踏まえた上で当別町教育委員会としても立ち位置を改めて明確にしていきたいと思います。

そして、今後についての質問になります。まずはここに立ち返っての方向性の議論というところからというお話がございました。とはいえ、学校の現場は日々動いておりまして、子どもたちも毎日学校に通っている状態であります。冒頭にも申し上げたとおり、今本当に先生方のご努力によってしっかりとした教育がされているというのは大前提でございますけれども、結果としてとうべつ学園と比べて狭い西当別小学校の教室で1クラス当たりの人数は西当別小学校のほうが多いというのが現時点での状況であります。加配等によって習熟度別、少人数の教育等かなり柔軟に対応はされているというふうには伺っていますが、教室の環境には課題があることは、これは事実であるというふうに思っております。まず、教育長としてこの教室の環境の部分、この部分を課題として正面から認識をされているのかというところ、また今後まずは今年度の中でも取り得るような対応策というのはないのか、例えばこれもやられているかもしれないですけれども、科目等、授業の状況、またお子さんの進度によって空き教室を利用してグループに分けての授業を行うですとか、現時点ではぎりぎりの教室であるけれども、その中でよりよい学びの環境をつくるために最大限特別な配慮というのをされていることがあればご報告いただきたいですし、今後どういうふうにされていくのかというところもお知らせをいただきたいと思います。

それから、検討の部分、可否を検討という部分ですけれども、教育基本計画には確かに記載されておりませんで、この計画は令和6年度までの計画なので、仮に次期計画に向けての検討というようなことになってしまうと、これは時間がまたかかってしまう話になるかと思えます。この検討はなるべく速やかに始めて結論を得る必要があるかと思っております。この検討はなるべく速やかに始めて結論を得る必要があるかと思っております。すぐには可否の検討といたしますか、基本構想に立ち返っての検討というのをすぐに始めるのか、それとも基本計画の改定に合わせてというようなスケジュール感をお持ちなのか、そのスケジュール感についても併せて教えてください。

○議長（高谷 茂君） 5分間休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時06分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

教育長。

○教育長（三澤吏佐子） お時間いただきありがとうございます。教室の狭さについての件でございますけれども、取り出し授業でしたり、それから少人数指導、そういうようなことにつきましては状況に応じて行っております。

また、独自基準の可否につきましては、次期の基本計画に合わせることなく進めてまい

りたいと考えます。

○議長（高谷 茂君） 佐藤君。

○6番（佐藤 立君） 分かりました。まず、現場の子どもたちの環境と学びの環境というのをよりよいものにしていくために、そこは教育委員会としてもしっかりと引き続きサポートをしていただきたいと思います。

また、検討については次期計画を待つことなくということでありました。立ち戻りと言いつつ、可否というような表現をされているので、どういう方向でこれからご議論をされていくのかというのは、これは教育の中にも関わることでありますので、何かこちらから申し上げるような話ではないとは思っておりますけれども、当時の議会議論、また当時の教育委員会からの発信、この辺りのところは相当重いものでありますので、そこについて何か方向性を変えるということであればそれを上回る当別町の教育の魅力であったり、本当に実際今35人で2クラスに分ければ17人、18人かもしれないところが35人で学んでいるわけがありますので、その場にいる一人一人のお子さんにとってどれだけ具体的にプラスがあるのか、いい教育ができるのかというところを相当強くご議論をいただいた上で納得ができる形でしっかりと議論を進めていただきたいと思います。結論についてはこちらからどうこう申し上げるところではないかと思っておりますけれども、その上で方針が決まったときにはまた改めて議論はさせていただきたいと思っております。

過去の経緯とかも含めて様々なことはあるかとは思いますが、本当に衝撃を受けていることが多々ありますが、今回の議論がまた当別町の子どもたちの学びの環境をつくるのに一歩でもいい方向につながっていただければいいかと思っております。最後もし教育長のほうから何か意気込みといいますか、お気持ちがありましたら、最後お答えいただいて終わりにしたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（三澤吏佐子） それでは、お答えをさせていただきます。

私ごとになりますが、私が以前在住をしておりましたまちでございますけれども、今から20年余り前、当時構造改革特区の認定を得まして小学校低学年における20人程度の少人数学級の編制を導入した北海道において少人数学級の先進地というふうに言われまして、非常にたくさんの視察等も受け入れたまちでございます。そういう中で、私は教育委員、教育委員長、また教育長としてこの歩みとともに経過を見てきたところでございます。少人数学級のメリット、デメリットにつきましても一定の知見があるというふうに思っております。そういう中で、現在今あるべき当別町の子どもたちの教育の環境にとって最も適したものを教育委員の皆さんとしっかり議論をして、そしてまたその議論の結果を行政にしっかり反映をしながら、またこの一般質問におきましてご指摘いただきましたように説明の不足につきましても、説明のなかったことにつきましても細かく適時に議会への説明もさせていただきながら進めてまいりたいというふうに思います。ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 以上で佐藤君の質問を打ち切らせていただきます。



◎散会の宣告

○議長（高谷 茂君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

明日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はご苦労さまでした。

（午後 2時11分）

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する。

令和 6 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和6年第2回当別町議会定例会 第3日

令和6年6月20日（木曜日） 午前10時00分開議

議 事 日 程 （第3号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

散 会

午前10時00分開議

出席議員（15名）

1 番	角 田 広 佑 君	2 番	海 野 学 君
3 番	芳 形 幸 夫 君	4 番	櫻 井 紀 栄 君
5 番	佐々木 常 子 君	6 番	佐 藤 立 君
7 番	西 村 良 伸 君	8 番	五十嵐 信 子 君
9 番	山 崎 公 司 君	10 番	秋 場 信 一 君
11 番	山 田 明 君	12 番	古 谷 陽 一 君
13 番	島 田 裕 司 君	14 番	稲 村 勝 俊 君
15 番	高 谷 茂 君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のための出席者

町 長	後 藤 正 洋 君
副 町 長	岡 部 一 宏 君
総 務 部 長	長谷川 明 君
総 務 課 長	佐 藤 剛 一 君
財 政 課 長	石 原 信登志 君
企 画 部 長	乗 木 裕 君
企 画 部 参 与	長谷川 道 廣 君
住民環境部長	種 田 統 君
福 祉 部 長	森 淳 一 君
福 祉 部 参 与	江 口 昇 君
経 済 部 長	三 上 晶 君
経 済 部 参 与	吉 野 裕 宜 君
建設水道部長	高 松 悟 志 君
建設水道部参与	岩 城 正 志 君
教 育 長	三 澤 吏佐子 君
教 育 部 長	山 田 雅 俊 君
農業委員会事務局長	山 崎 一 君
代表監査委員	岸 本 護 君

事務局職員出席者

事務局 長	熊谷 康弘 君
次 長	玉木 聡美 君
係 長	中鉢 将太 君
主 任	角谷 光彦 君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（高谷 茂君） おはようございます。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（高谷 茂君） 次に、議事日程ですが、さきにお配りをしております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（高谷 茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

3番 芳 形 幸 夫 君

10番 秋 場 信 一 君

を指名いたします。



◎一般質問

○議長（高谷 茂君） 日程第2、一般質問を行います。

質問順序は、お手元に配付しております一般質問通告一覧により順次行います。

最初に、通告5番、櫻井君の質問であります。なお、櫻井君より質問するに当たり資料を配付をしたい旨議長に申出がありましたので、これを許可しましたので、お手元にお配りしております。

櫻井君。

○4番（櫻井紀栄君） おはようございます。議長の許可をいただきましたので、通告書に従い一般質問を始めます。

今回は、デジタル推進の強化で実感できる便利な暮らしをテーマに2項目、子育て世帯のデジタルツールの整備についてと暮らしの情報専用サイト構築と魅力発信の強化についてお伺いいたします。

まず初めに、子育て世帯のデジタルツールの整備についてお伺いいたします。デジタル媒体での情報発信についてですが、今どうべつ学園では利用料のかからないあんしんメールというフリーソフトのサービスを用いて休校の情報や学校、学級閉鎖、PTAの連絡、

行事や欠席の連絡などを行っています。また、週の終わりに次の週の時間割である学年だよりがプリントにて配付され、併せてとうべつ学園のホームページではPDFでウェブ掲載もされております。月末には学校だより、献立表もプリントで配付され、学校だよりもウェブ掲載がされています。おたよりのウェブ掲載は、プリントが手元にない状況、出先や子どもが学校に持って行ってしまってもどこからでも確認ができ、大変便利です。私も外出した際にどんな持ち物が必要で何を用意して買わないといけないのかが分かるので、よく見させていただいています。また、プリントでは見にくい写真もウェブでは繊細に、そして拡大表示もできるので、大変見やすいという声を耳にします。しかしながら、写真を掲載するにも顔がはっきりと映ってしまうと個人が特定されてしまうおそれもあるため、雰囲気だけが分かるものや後ろ姿であったり、写真の許可をいただいたお子さんの写真を載せる等、写真の選定には配慮が必要なものです。それでも、子どもが学校でどんなことをしているのかが分かる写真は保護者も楽しみであり、学校側もその気持ちを酌み取っていただき、今のやり方をなされていると思います。今ある仕組みを便利に、安全な情報発信をするためにも、とうべつ学園のホームページで掲載や更新をしている情報をデジタル媒体、あんしんメールを用いたプッシュ型の方法で発信ができる方法に活用していつてはどうか、お伺いいたします。

次に、共通した情報発信ツールの導入についてお伺いいたします。先ほどの項目でもお話ししましたが、とうべつ学園では利用料のかからないフリーソフトのサービスであるあんしんメールを使っています。経費を抑え、最低限の機能があることから導入されておりますが、プッシュ通知が来ない、緊急のお知らせ連絡なのにメッセージやアプリが開けないといった保護者の相談もありました。また、アプリのレビュー自体も迷惑メールが増えてしまったなど最低評価が圧倒的に高く、改善依頼のレビューが多いにもかかわらず、フリーソフトゆえですが、サポートセンターからの改善メッセージもない状況です。最低限の機能を有しており、導入しておられることも理解しますが、メール配信では届いているようですが、緊急時に利用できないリスクの高いツールを使うよりも、経費はかかってしまっている情報漏えいのリスクが少なく、アプリの改善を図ることができる有料の別のツールの検討が必要です。

添付資料1を御覧ください。こちらは、認定こども園夢の国、おとぎのくに両園で使っている連絡アプリの画面になります。欠席や遅刻の連絡をはじめとして、献立表やクラスだよりといったものの情報発信を行っております。有料のツールを導入し、アプリの使いにくいところがあればその都度アプリ開発者に改善の相談を行っているそうです。とうべつ学園で使用しているあんしんメールと連絡アプリの機能の違いとしては、トップページに今日の行事が表示されること、月間スケジュール、アンケートの機能があること、そして言語を選択できることが挙げられます。現在こども園で使われている連絡アプリに移行することができれば就学前から使い慣れているアプリを使い続けられますし、保護者にとっても安心感があります。兄弟がいる家庭にとっても1つのアプリで済むので、都合がい

いものです。こういった日常のツールからでも幼保小中の継続、連携を図っていくと、町の教育としての連携の在り方といった姿勢も身近に感じることもできます。共通した情報発信ツールの導入についてお考えをお伺いいたします。

大項目2番、暮らしの情報専用サイト構築と魅力発信の強化についてお伺いいたします。専用サイトの構築について、私が議員になって2年目に念願のホームページのリニューアルが図られました。それから4年が経過いたしましたが、当初のホームページに比べると、それは大変見やすく、言語変換や視認性の配慮もされ、デザイン上は見やすくなったものと感じております。しかし、残念なことに情報の探しにくさはいまだ残っており、欲しい情報を調べようとすると深い階層まで掘らないと出てこなかったり、知りたい情報がほかの部署にまたがっており、知識がないとたどり着けなかったりしています。

資料2を御覧ください。例えば子育て支援センターのあそびのひろばが今日やっているかを調べようとすると、トップページ、メニュー、子育て・教育、子育て・幼児教育、子育て支援、関連情報、当別町子育て支援センター、あそびのひろばの予定表のPDFを開くとやっとたどり着けます。驚くことに8階層下まで掘り下げなければ出てきません。また、町のホームページは営利性のあるものは基本記載ができないため、町の事業に深く関係していても民間事業者の行っているサービスについては掲載ができないといった課題もあります。同じく資料2に載せておりますが、専用サイトを用意している観光協会やふるさと納税の特設サイトのように専用サイト、専用ページを設ければ、町事業と民間他団体との線引きがなく、外部リンクの掲載ができます。また、簡潔に情報が統括していることで情報収集のハードルを下げることもできます。暮らしや子育てに関わる情報が一元化した専用サイトが必要だと考えますが、お考えをお伺いいたします。

次に、オンライン申込みについてお伺いいたします。令和5年の3月定例会の一般質問で公共施設の子どもの利用について質問させていただきました。子どもたちの活動場所づくりとして施設の利用ルールを整備すべきではという質問で子どもが分かりやすい掲示に努めていくというご答弁をいただき、実際にルビを振った掲示がされました。ふれスポが管理しています総合体育館や白樺コミュニティーセンターでは月初のタイミングで月間カレンダーが作成、ホームページにて公開されており、いつ、どのスペースが空いているのが確認できます。しかし、随時更新ではないため、空いている日だったとしても電話で確認する必要があります。公共施設の利用申込みをはじめ健康診断、産後ケアの利用申込みなど町で行っている予約や申込みを伴う様々な事業がありますが、オンラインで手続きが行える仕組みづくりについてお考えと今後の見通しについてお伺いいたします。

最後に、魅力発信の強化についてお伺いいたします。前回の3月定例会の時期にちょうど当別町の魅力発信業務のプロポーザルが行われ、もう早くも先日の土曜日にテレビ番組にて放映されました。たくさんの視聴者の方々に見ていただき、当別町に興味を持っていただけたかなと期待したいところです。そんな方々が気になって調べていただけたとすれば、やはり町のホームページが検索のトップにもなりますので、目にするものかと思いま

す。しかし、当別町がどんな町で、どんな施策や事業に力を入れてアピールしたいのかがほかの市町村と比べても感じにくさがあります。町に直接来ることができなくても魅力を伝えることのできるホームページは大変重要なツールであります。こだわりの詰まった間取りや内装の道の駅やとうべつ学園をはじめ、できたばかりのこども園の新園舎、ライラック公園、新しくリニューアル予定の阿蘇公園の遊水地、また移住促進支援金や高校生の通学費助成、妊産婦の歯科健診事業、豪雪を逆手に取った行き届いたきれいな道路の除雪など、魅力はまだたくさんあります。町内外に向けて一目で見て引かれるようなトップページにすることで当別町の魅力を強く発信してはどうか、お伺いいたします。

以上、1回目の質問になります。よろしくお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） ただいまの櫻井君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。町長。

○町長（後藤正洋君） 櫻井議員の一般質問にお答えをいたします。

質問順序としましては2番目からというふうになりますけれども、初めに（2）の1となりますが、暮らしの情報専用サイト構築についてのご質問でありますけれども、町のホームページは多岐にわたる情報が集約されているため、どうしても欲しい情報を探し出すのに時間がかかってしまうということもあると思いますが、一方で移住情報ですとかふるさと納税など特定の事業においてはそれぞれをPRするための特設ページを設けるなどして情報を見やすく発信するよう努力しているところであります。今後も見やすいホームページとなるよう研究を深めてまいりたいと考えております。

次に、公共施設の利用など各種申込みをオンラインで行う仕組みづくりについてのご質問でありますけれども、令和6年度一般会計予算において国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用した電子申請導入事業委託費を計上しておりまして、現在電子申請システムですとか施設予約システムの導入に向け事務を進めております。

次に、町ホームページのトップページのアピールについてのご質問でありますけれども、町のホームページは前回のリニューアルの際にPRした内容を厳選したフロントページを設けており、現在はフロントページから直接ふるさと納税と観光の特設ページに移動することができます。町といたしましても魅力発信に力を入れているところであり、移住定住対策として展開する様々な施策についてフロントページから直接閲覧できるような工夫が必要であると考えております。魅力発信のページ作成につきましても、先ほどの暮らしや子育て情報のページと同様に新たなページを作成するために必要な事項を整理し、掲載内容の充実を図ることや見せ方の工夫など、今後さらに研究を深めてまいりたいと思っております。

以上、櫻井議員の一般質問に対する私からの答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（三澤吏佐子） それでは、櫻井議員の一般質問にお答えをいたします。

とうべつ学園の情報発信についてのご質問ですが、西当別地区も含めた学校全体として

答弁をさせていただきます。学校からの情報発信の方法等は学校の権限となりますが、現在各学校とも議員がおっしゃる無料で使える緊急支援システムを活用し、プッシュ型の方法で情報発信を行っております。このことに関して各学校にはPTAをはじめとした保護者から改善等の要望は特段ないようでしたが、櫻井議員から提案があった旨を学校にお伝えいたします。

また、認定こども園の連絡アプリに移行してはどうかとのことですが、様々な情報発信ツールの中から議員が提案する特定事業者のツールを導入する可否については私からの答弁を控えさせていただきます。

以上、櫻井議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 櫻井君。

○4番（櫻井紀栄君） それでは、再質問に移らせていただきたいと思います。

最初に、大項目1番のところ。（1）の①についてなのですけれども、学校側にPTAからそういった声はないということで、以前からもお話ししているのですけれども、どうも保護者の声がPTAなり学校なりに届きにくいという姿勢はあるかと思うのですけれども、それは議員の立場として声を拾って今こうやって声をお届けしているので、今後学校の方に今議論している声を届けていただけるということで納得しました。ありがとうございます。

2番についてなのですけれども、特に言語選択をできるというのは、今その資料のほうにおつけしたのですけれども、今当別でとても外国の居住者の方が住まわれているというところです。現在の状況を鑑みると、とてもニーズに合った便利な機能だと感じています。現場レベルでの対応の負担減も図られると思いますが、改めてお考えをお伺いいたします。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（三澤吏佐子） 議員がおっしゃるように、外国の方増えておりますので、そのようなツールがあると非常に便利だというふうには認識をします。ただし、先ほども申し上げましたように私のほうから限定した会社のツールを使う使わないのことにつきましてお話しすることは避けさせていただきたいというふうに思います。

○議長（高谷 茂君） 櫻井君。

○4番（櫻井紀栄君） ありがとうございます。

次の質問のほうに移らせていただきます。大項目2番の暮らしの情報専用サイトのお話なのですけれども、各種の申込みをオンラインでできるようにというところです。2番になります。今デジ田を使ってそういったところのお話を進めて今後研究されていくかと思うのですけれども、パソコンの操作よりも今後スマホの操作が主流になってきますので、スマホでしやすいようなシステムになるように期待しておりますが、そういったところのお話も今後されていかれるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 再質問にお答えしますが、今議員ご指摘のように、先ほども質問の中にありましたけれども、買物に行かれてスマホに来ている情報を見られていると必要なものをお買いになるというような利用の仕方でもスマートフォンでされていますので、また今自宅にパソコンを持っているよりはスマートフォンを利用している人のほうが多いと思いますので、町のホームページにつきましても普通のホームページとスマホ専用のホームページと作っておりますので、そういった点ではスマートフォンからも、いわゆるいつでもどこでもどこからでも手続きができるということは目指したいというふうに思っております。

○議長（高谷 茂君） 櫻井君。

○４番（櫻井紀栄君） 私もそのように、わざわざ家のパソコンを開いて操作するというよりは小型端末、スマートフォンを用いた手続きがほとんどかなと思いますので、今後のシステムが新しく入ってくることに期待しております。

最後の３番のところに移らせていただきます。今町で行っている施策の一つの新築購入支援金の対象者の多くはローンを組んで家を買う小さなお子さんのいる世帯の方々です。一定の収入がある優良納税者とも言えます。そういった方々が入ってくると、町の人気が高まると地価もどんどん上がり、固定資産税や都市計画税の収入ももちろん上がりますので、初期投資という上でも少しでも早くホームページのリニューアルをすべきかなと考えておりますが、やはりホームページを作るにしてもお金がかかってしまうものかなと感じております。当別町と子育てと携帯で調べたときに、子育ての町としてちょっと力を入れております安平町で同じように画面を見比べたときに、バナー１枚差し込むだけでも圧倒的にイメージが変わります。お金をかけずに魅力を発信していくということについて、町のふるさと納税の写真もきれいなものに差し替えただけで売上げが変わりましたので、そういった小さなアピールからも変えていってはどうかと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） ただいまの櫻井議員の２項目めの③の再質問にお答えをしますが、先ほど答弁させていただきましたように魅力あるページ作成ということに心がけて行っていくと思いますが、今後いわゆる探したいコンテンツがよりスピーディーに探せるという使いやすさと、それから必要な情報をしっかりとそのページで受け取れるようなページ構成ですとか、そういったことについては、それぞれ多様ではありますけれども、各課でホームページ内に載せている情報について今後さらに精査をしてより見やすくするということは、担当する課も含めてそれぞれが、情報を掲載している課がいかに関心を持ち、自分たちが行っている業務をより分かりやすく伝達ができるかというホームページづくりに今後も努力したいというふうに思っていますし、その指示を出しているところでもございますので、期待をしていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 櫻井君。

○4番（櫻井紀栄君） ありがとうございます。デザインのリニューアルは前回行ったというふうにお伺いしておりますが、機能のリニューアルについては特段行われていないということで、ホームページの見直しというのは大体5年スパンが目安となってきますので、今後お金の予算のつけ方も含めて、ぜひお金をつけて改善していただけたらなというふうに期待しております。

私の質問は以上になります。ありがとうございました。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 今櫻井議員の再々質問であり、質問の中身はなかったかなとは思いますが、ただ町として行っていくということを理解していただきたいと思いたいの、理想的なホームページの在り方というのは一定程度担当部局も探求をしてこうしたいという部分はあるのですけれども、なかなかそれが組織全体が大きかったりですとか、予算がなかったりですとか、そういったことでできないということはあります。先ほどの教育委員会のアプリも幼稚園で使っているもの、そしてまた小学校、中学校で使えるものという部分になりますと、なかなかいろんな制約がありまして、すぐそこに移行ができるということにはならない場合もあります。でも、そういったことも含めてやはり若い世代が町に関心を持っていただく一番の取っかかりというのはホームページであるというふうにも思っておりますので、そこは予算の問題ですとかいろんな問題がありますが、可能な限り優先度を上げるような努力をしながら取り組んでいきたいと。そのことが町を理解していただくということにもつながっていくと思っておりますので、そういった努力は担当部署も含めて今後とも重ねてやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 以上で櫻井君の質問を打ち切らせていただきます。

次に、通告6番、山崎君の質問であります。

山崎君。

○9番（山崎公司君） 議長の許可をいただきまして、通告書に基づき、本日は町内の外国人の状況と関連施策について、それとロイズタウン駅周辺の今後の開発について、2項目について質問させていただきます。

まず、1項目め、町内の外国人の状況と関連施策についてです。町内で暮らす外国人住民を取り巻く環境がどのようなになっているのか。多文化共生のこれからをどう描いているのか。外国人との共生社会を導くために、まず外国人住民との関係を構築し、相互理解を深めることが求められます。さらに、外国人住民の増加に正面から向き合い、町の政策体系の中に外国人関連施策を位置づけ、共生のための環境づくりを体系的、計画的に進めていく必要があると私は思います。

7点質問いたします。1点目、昨年10月1日、町内の外国人登録は、これは私のほうから住民課のほうに最新のを調べてほしいという依頼をいたしました結果ですが、昨年10月1日現在、外国人登録は23か国、191人、人口1万5,342人の1.24%でした。そのうち北海

道医療大学関連は学生、教職員を含め7か国、55名でありました。今年この最新の5月1日現在の町内の外国人登録の状況は何か国で、男女別、年齢構成、健康保険加入状況、さらに参考までに10年前の登録数についても同様に伺います。

2点目、転入手続等窓口業務を含め医療、福祉等についてどのように対応されているのか。

3点目、町内会における住民との交流等、特にごみ回収や排雪等には問題がないのか。

4点目、防災、自然災害の避難伝達は日頃どのように実施しているのか。また、保存食、アレルギーの関連にしている保存食の準備は十分なのか。

5点目、文化交流について、図書館や公共施設の活用の対応について伺います。

6点目、現学校、一貫校及び太美地区の2校について、外国籍の児童生徒数がどの程度いらっしゃるのか。家庭教育に関わる支援と課題をどのように日頃対応しているのか伺います。

7点目、非常においしいと好評の給食についての対応はいかになさっているのかを伺います。

次、2項目めの質問です。ロイズタウン駅周辺の今後の開発について伺います。請願駅としてロイズタウン駅は開設し、2年経過いたしました。通勤、観光客と予想以上に利用されております。また、応募による道路の愛称名、チョコレートストリート、カカオアベニュー、北欧の風通りの看板も設置されております。

5点質問いたします。1点目、自動運転バス実施実験運行は、にぎわい創出としてどのように貢献しているのか。また、実際に自動運転バスの導入を今後どのように計画しているのか。

2点目、北海道医療大学の移転による、約1,000名近い人数だというふうにも言われておりますが、このような人口減少の影響をカバーするためにもロイズタウン駅周辺の開発による定住人口増を目指すことが最重要と私は思っております。町の活性化を期待する駅前開発、当別、太美、ロイズタウンの駅前開発が重要との認識で、札幌に最も近いロイズタウン駅周辺開発はどのように描いているのか伺います。

3点目、昨年2月、会派の研修で茨城県の常総市のアグリサイエンスバレー事業を視察に行っていました。これは、ロイズタウン駅前の開発において、この常総市のアグリサイエンスバレー事業の展開が参考になるということで、我々会派で昨年2月に行っていました。この事業内容は、常総のインターチェンジ周辺約45ヘクタールに農業生産エリアと産業団地エリアを集積し、生産、1次産業、加工、2次産業、流通、販売、3次産業が一体となった地域農業の核、6次産業となる産業団地を形成し、農業を生かしたまちづくりを目指すという内容でした。取組体制は、官民連携事業、PPP事業として市、事業者の大手ゼネコン、地権者協議会の3者が協力して推進されました。行政でいろいろと説明の中で、順調に進んだのは大手ゼネコンの資金、企業誘致等の動きが絶大であったと、民間の企業の支援がなければできなかったという説明がございました。そういったこ

とで、ロイズタウン駅周辺に農産物の生産、加工、販売という6次事業が検討、実現できないのか伺います。

4点目、ロイズタウン駅周辺に公共施設、これは庁舎です。子育て世代が非常に多くなっています太美地区にという声が非常に高まってきております。特に公共施設につきましては、現庁舎は昭和45年に建築されて、1970年ですか、その当時人口は1万8,547人でした。4,445世帯でございます。既に54年経過しております。私も東京時代いろんな企業との営業もしておりましたし、同時に会派でもいろんなところに行っておりますが、現実的にその建物へ行きましたらトイレを必ず私利用させていただきます。トイレを見ると、その企業を信頼して取引ができるかどうか、あるいは行政のトイレを貸していただいて、それを見ると、やはり従業員の対応というのがどのようにされているのかということがよく分かります。

それと、先日来太美地域活性プロジェクトということが、昨年も陳情もございましたが、この太美地区に、非常にポテンシャルが高い太美地区であるという内容でいろいろとお話があると思います。特にポテンシャルが高い要素として、太美地域は以下の理由でポテンシャルが高いということで位置づけられると思いますが、まず札幌市に隣接していると。札幌市からの移住者も多く、そういった意味で非常にいい場所だということです。それと、充実した交通インフラ、2か所のJR駅や国道337、それと交通基盤が十分に整備されているということです。それから、物流、通勤、通学、病院などの移動手段が整備されていると。それと、利便性に伴う新しい顔が出現しているということです。2年前にできました新駅及びロイズタウン駅のミュージアム、さらにこの6月の23日にオープンします大型ドラッグストアの進出など、非常にポテンシャルが高い地域になっております。特に庁舎につきましては、私もトイレ見たり、あるいは従業員の方の夏の暑さの、それと狭さ、これについてはもう私だったら我慢できないような環境です。現在耐震等の問題でまだ結論が出ておりませんが、やはり5年、10年先、本当にここは出来上がるには10年先ぐらいになります。そういう意味で、やはり私は民間の企業の協力も得て、早めにこのロイズタウン駅、あるいは太美地区に役場庁舎、あるいは地域包括センター等を、高まっている、そういったことの検討はないのかどうか、余地がないのか伺います。

5点目、民間団体、人口戦略会議が4月24日発表されまして、消滅可能性自治体に当別町が対象になっております。この消滅可能性自治体という定義は、結局若い女性人口が2020年から2050年までの30年間で50%以上減少する自治体だということで、今回今年の2023年12月に公表された日本の地域別将来推計人口に基づいて作られています。実際2020年は1,338人です。これが2050年には369人、72.3%減少するということが公になっています。これを脱却するにはロイズタウン駅周辺開発はじめ北海道医療大学の移転、この移転についても町民から既に町長のほうからああいう形があったということも我々後援会等にも書面で私報告しました。もちろん新聞等も見ております。やはり町民が今一番心配しているのは交通機関が最悪の状況になるのではないかという不安があります。例えば今バス

についても医療大学からあいの里まで行っておりますが、これも病院がなくなれば当然行かなくなります。それと、現在日々医療大学は学生が3,600人の従業員が800人ぐらいと言われて公表されています。大体JRは4,000人前後の人が日々利用しています。この4,000人の利用者がゼロになればどうということかというのは我々以上にやっぱり高齢の住民の方が心配していて、今1時間で3本ですけれども、せいぜい1本が限度ではないですかと。それと、来年4月には七、八%の値上げ、例えば当別からですと750円、これからさらに上がる。毎年とは言っていませんけれども、今のJRの状況でしたらかなり厳しい、あるいは当別町のほうから補助金なりいろいろと協力金を出せば別ですけれども、そういう環境にもなっております。やはり医療大学の移転を踏まえて町内のまちづくりを町一丸となつて思い切った政策転換が私は必要ではなかろうかと思います。

先ほどの消滅自治体というニュースが出てからいろんな方と話ししていると、特に獅子内にあるスウェーデンハウス等の動きも今現在住宅購入の住宅ローンが上がる傾向にあります。それと、やっぱり将来消滅するのですかというような単純な疑問というのを出ていまして、移住の影響が出てくるのではないかというふうに私は心配しております。行政としては本当思い切った政策転換が私は必要だろうと思っておりますので、これについて質問いたします。

1回目の質問を終了いたします。

〔「ちょっと精査させてください」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時49分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

ただいまの山崎君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） 調整にお時間いただきまして申し訳ございませんでした。山崎議員の一般質問にお答えをいたしますけれども、初めに5月1日現在の外国人登録の状況等についてのご質問であります。総じて10年間で増加傾向にあります。なお、詳細な数値につきましては後ほど担当部長より答弁をいたさせますので、よろしくお願いいたします。

次に、窓口での対応の状況についてであります。転入、転出、出生、死亡などの異動届のほか、健診、乳幼児の予防接種など様々な場面で対応する機会があります。外国籍で日本語が話せない方が来庁する際には大学や職場の通訳の方や日本語の分かるご家族、知人の方と共に来庁されることが多く、その方を介して対応しているほか、付添いがない場合には外国語翻訳アプリを活用しながら意思の疎通を図っております。また、異動届や申

請書への記載について、日本語が書けない方はローマ字で記載していただいたり職員が代筆するなど状況に合わせて対応をさせていただいております。

次に、町内会における住民との交流、ごみ回収、排雪等に課題はないかのご質問ですが、町内会においてコミュニケーションに苦慮しながらごみの出し方などサポートされていることは伺っております。町といたしましては、これまでもごみの分別やステーションの利用方法など分かりやすい説明に努めておりますので、今後も引き続き外国籍の方が正しいごみ出しを行うことができるよう適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、外国人に対する災害時の情報伝達をどのように実施しているのかのご質問ですが、町のホームページや各種SNSには既に多言語翻訳の機能が導入されており、必要に応じて先ほど申し上げた翻訳アプリにより外国語変換した情報を町から直接発信するといった準備もできております。

また、保存食のアレルギー対策についてのご質問でありますけれども、町が備蓄している食品全体での対応は行っておりませんが、アルファ米に関しましては食物アレルギー源となる特定原材料等28品目を使用していない製品、加えてハラル認証を受けた製品を計画的に準備いたしております。

次に、ロイズタウン駅周辺の今後の開発についてお答えをいたします。自動運転バスの実証運行がにぎわい創出としてどのように貢献しているのかのご質問についてですが、令和6年3月定例会にて会派緑風会、島田議員の代表質問でお答えしたとおり、令和5年度の自動運転バスの実証運行では6月30日から7月17日の計18日間で約2,500の方に乗車をいただき、多くの方が町を訪れ、にぎわい創出として一定の効果があつたものと既に報告をさせていただいております。今年度の実証運行につきましては夏休みやお盆期間に当たる8月上旬から9月上旬の約1か月間で実施する予定としておりますので、より多くの方に乗車いただけるものと期待しております。

自動運転バスの運行ルートにつきましては、前年度はJRロイズタウン駅からロイズタウン工場までの1ルートでありましたが、今年度は自動運転バスを2台走らせ、道の駅とうべつまでのルートを加えた2ルートで実施する予定としており、ロイズタウン駅を拠点に複数の観光施設を周遊いただけることとなりますので、結果さらなるにぎわいの創出につながっていくものと考えております。

また、自動運転バスの導入計画についてですが、同じく島田議員の代表質問でお答えしたとおり、今年3月でありましたけれども、公共交通の運転手不足という課題に対しては自動運転バスは有効なものと考えておりますので、公共交通活性化プロジェクトの施策の一環として今後も国の動向などを踏まえながら検証を進める必要があると考えております。

次に、町の活性化を期待する駅前開発が重要との認識で、札幌に最も近いロイズタウン駅の周辺開発をどのように描いているのかとの質問についてですが、定住人口の増、また少子化対策として子育て世帯を中心とした宅地開発の必要性は認識しているところで

ありますが、そのことに関しまして令和5年、昨年の6月定例会、12月定例会、2回の定例会での山崎議員の一般質問でお答えしたとおり、新たな宅地造成ではなく、当別駅周辺、太美駅周辺において既存のまとまった宅地を活用し、住宅建築が進むよう民間事業者と連携を深めながら取り組んでいるところであります。したがって、ロイズタウン駅の周辺につきましては自動運転バスなど新技術の実証事業やにぎわい創出事業により町の魅力を高めるエリアとして確立させるとともに、周辺の企業から具体的な開発構想が出された際には環境の整備などを考えていくことになると考えております。

次に、ロイズタウン駅周辺に農産物の生産、加工、販売と6次化事業が検討できないかとのご質問についてであります。先ほども触れましたが、周辺の企業の意向が大切だというふうに私が考えておりますので、その意向を踏まえながら検討していくものと認識しております。

次に、ロイズタウン駅周辺に役場庁舎や地域包括支援センターの設置の検討についてであります。3月の定例会におきまして会派清流、山田議員の代表質問でお答えしたとおり、庁舎建設につきましては今年度現庁舎の耐震化検討を行い、建物の劣化状況ですとか耐震補強の手法について検討を進め、庁舎整備の方向性を整理することといたしております。本庁舎を本町地区に置く考えは変わっておりません。地域包括支援センターの配置につきましても、新たに開設する西当別支所でリモート相談ができる窓口やプライバシーに配慮した防音ブースの設置など、より利用しやすい環境を整えており、西当別地区においても包括支援センターの機能を有することになるものと判断しております。

次に、将来に向けたまちづくりは町一丸となって思い切った政策転換が必要との質問についてであります。昨日の一般質問でも議論となりまして私からも表明させていただいておりますけれども、消滅可能性自治体から脱却するためには20代から40代までのいわゆる子育て世帯を増やすことが何より重要であります。私が町長に就任して以降、とうべつ学園の開校、住宅購入支援、企業や病院の誘致などを行ってまいりましたが、これらの取組が功を奏し、子育て世帯を中心に転入者が増加し、3年連続で社会増となりました。また、今年度は高校生の通学費への助成や子ども医療費の拡充など子育て世帯への支援を充実させることによりさらなる移住定住促進を図っておりますが、その一方で北海道医療大学の移転という人口減少につながる問題が発生していることも事実であります。しかしながら、この問題を逆にチャンスと捉え、町内の若い世代が中心となり、これからのまちづくりを真剣に議論し、行動するといった動きも出ておりますので、自立、持続可能な町の実現に向けて町が一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

以上、山崎議員の一般質問に対する私からの答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 住民環境部長。

○住民環境部長（種田 統君） 山崎議員からご質問のありました令和6年5月1日時点の外国籍の方の情報につきましては、私から答弁させていただきます。

令和6年時点の数値の後に10年前であります平成26年同月との増減を申し上げます。人

数は221人、193人の増、国籍数は26か国、10か国の増、国籍の構成は多い順にパキスタン65人、韓国39人、インドネシア22人となっております。性別は男性110人、99人の増、女性111人、94人の増、年齢別は15歳未満の年少人口40人、40人の増、15歳以上64歳未満の生産年齢人口174人、149人の増、65歳以上の高齢人口7人、4人の増、また健康保険加入状況につきましては、4月1日の状況となりますが、当別町国民健康保険被保険者117人、92人の増、外国籍の方がいる世帯数、78世帯、56世帯の増となっております。

以上、山崎議員の外国人登録状況の質問に対する答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（三澤吏佐子） それでは、山崎議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、図書館や公共施設の活用の対応についてのご質問ですが、図書館では利用者からのリクエストや貸出状況を勘案し、図書館司書が毎年図書の選書購入をしておりますが、外国籍の方の利用の増加を見据えて昨年度から年に数冊ずつ英語本の購入を進めることとしました。また、赤ちゃん一人一人に絵本をプレゼントするブックスタート事業においては、令和5年度より事業説明リーフレットに英語版を用意する対応を行っており、活用実績も出てきております。

次に、総合体育館やコミュニティーセンターの外国籍の方の利用は少ない状況ですが、日本語を話せない方が来られた場合、スマートフォンの翻訳アプリやジェスチャーを介して利用方法を説明し、利用いただいております。

次に、外国籍児童生徒における学校現場の状況ですが、現在パキスタン国籍とアフガニスタン国籍の22名の児童生徒がとうべつ学園に在籍しています。日本語が話せない児童生徒が増加しているために、当初学校管理職による対応のみならず、北海道教育委員会から日本語指導対応加配教員1名と会計年度任用職員の支援員を増やすなど複数の職員で日本語指導の対応を進めてきました。今年度さらに外国籍児童生徒の増加が予想されたことから、北海道教育委員会へこの窮状を訴えた結果、日本語指導対応加配教員を2名に増員していただき、外国籍児童生徒の指導体制を整えている状況です。

次に、家庭教育に関わる支援と課題ですが、日本語が話せない保護者が大半であるため、日本語がある程度話せる親族を介したり、お便りを一部翻訳したりするなどの取組を行っております。

次に、給食についてですが、現在宗教上の理由で給食を食べることができない児童生徒は弁当を持参しています。また、給食を食べている外国籍児童生徒に対して調味料を含む豚肉や豚由来の成分が分かるように色分けした献立表を配付したり、牛乳のみを希望する場合はその都度対応をしたりするなど、外国籍児童生徒や保護者へ配慮した取組を進めているところです。

以上、山崎議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 再質問でございます。

順番逆になりますが、先ほど外国人の登録状況を説明いただいています。10年前は28名であったのが現在221名であるということです。それから、国籍別もかなり、10年前は13か国だったのが今は26か国、倍になっております。こういう中で、行政として8倍から10倍近い外国人が増えているというところをどのような理由でこういうふう増加しているのか捉えておるのか伺います。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 山崎議員の再質問にお答えをさせていただきます。

外国人が増加した理由につきましては、お答えをさせていただきますけれども、山崎議員の冒頭のご質問にありました多文化の共生ということですか、そして共生していくための環境づくりを体系的に計画的に町として取り組んだらいいのではないかという趣旨のご質問で、多岐にわたる細かい質問をいただいたというふうに理解をさせていただいております。そういった中で、町が現状で行っている外国籍の方々に対する町としてできる限りのことを今やっておりますけれども、そういった中で逆に私たちとしては、山崎議員の趣旨にあるように多文化共生ということを念頭にしながら、現状で外国籍の人たちが増えている状況の中で地元の住民の皆さんと協調ができるような地域づくりをどうできるかということで、先ほど答弁させていただいたようないろんなところでの工夫をしながらできることをさせていただいているという状況であります。そういった中で、できますれば今後町として多文化共生の中でどうあるべきかという議論をこの中でしていただければありがたいと思いますので、そのことを申し上げた上で再質問に答えさせていただきます。

外国人が増加した要因の再質問でありますけれども、これにつきましては幾つかの要因があるというふうに考えておりまして、まず1つ目は令和元年の入出国管理法の改正によりまして外国人就労者、あるいは技能実習生が増えたこと、これについては国策という点がありますけれども、捉え方によってはいろいろな是非があるというふうに思っております。2つ目は、それに伴い転入する家族滞在が増えたことが挙げられるというふうに思っております。3つ目は、これ当別独自の理由かもしれませんけれども、北海道医療大学の留学生について、大学院生に加えて学部生を受け入れることを始めたということで、この3点が主な要因であるというふうに理解をいたしているところであります。

以上でございます。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 先ほど最新の住民、外国人のありましたが、たまたま医療大学の留学生が当別に何人住んでいますかという質問をしたら、書類で2日ほど前に来ておりますが、これもちょっと私から報告しておきます。

韓国籍は32名、インドネシアが3人、台湾が16で51名、職員等、インドネシア1、台湾1、ネパール2、バングラティッシュ1、5名で56名、221名のうち56名が医療大学生ということでございます。

続けて質問させていただきますが、この2点目、医療、福祉については先ほど答弁いた

できましたが、やはり日本語ができない、英語もできないという人が増えてきておるわけですが、病院等の問題点がないのかどうか、その辺の情報収集というのはされておりますか。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 11 分

再開 午前 11 時 12 分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

町長。

○町長（後藤正洋君） 山崎議員の再質問にお答えをさせていただきます。

先般開かれました医師会との懇談会の中でも、通院される方がおられて、先ほど説明しましたように町の窓口で対応しているような、同じような状況で対応しているということの報告は聞いております。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9 番（山崎公司君） 質問の 3 点目でございます。町内会においていろいろと、ごみ回収とか、排雪とか、特に分かりやすい対応をしているということでありました。やはり実際外国人の保護者がいろんなイベントに参加して、それをきっかけに挨拶をするとか、困ったことがあったら保健推進員や民生委員、近くの人に相談できるようになるわけですが、町内会の役割が大変大きいと思いますが、町長はどのように捉えておりますか。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 再質問にお答えをいたしますけれども、町内会における住民との交流という点かと思いますが、そこにつきましては、これまで例えばレクサンド市ですとか国際的な交流をしてきておりますけれども、そういった経験を生かされて町内会の中でも、特に住環境の部分も多いかというふうに思いますが、相手が何人かということも含めてそれぞれに調査をしていただく中で、それぞれの国が持っている、あるいは民族が持っている生活ですとか文化の違いですとか、そういったことも踏まえながら地元の生活習慣に合わせていただけるような努力を町内会としてもしていただいているというふうに思っております。ただ、そのことについては個人情報ということもありますけれども、町としてもこれからいろんな課題が出てくるとしますので、そういった対応につきましては丁寧に対応できるような体制づくりというのはこれから必要になるのかなというふうに思っております。ですから、先ほど答弁の中でも私申し上げましたけれども、山崎議員がいろいろご質問していただいていることは、それに基づいて多文化の共生をどうしていくかとか、町としてその体制をどうつくっていくかということを共に議論をしていただき、常

任委員会の中でもぜひこれはお話をいただいて、総務文教常任委員会の中でも委員長としていろいろと行っていただければありがたいなと思っております。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 4点目の再質問です。危機対策課の中で防災、自然災害、いろんな内容のことを実際やっているわけですが、やっぱりあらゆる人に必要な情報が伝わるよう情報を受け取る立場に立ってやっていく必要があると思うのですが、現在ホームページはたしか4か国語だけです。英語、中国、韓国、スウェーデン語、4か国になっておりますが、英語も日本語も分からない人がかなり増えておるので、ホームページのその辺のところを増やすという、私は増やすべきだと思っております。特に地震も、最近こちらはあんまり大きいのはきておりませんが、いつ起こるか分からないし、それと避難訓練とか、その辺を実施していることも最近聞きませんし、その辺のホームページで言葉の、英語、日本語以外の形で増やすということはできないでしょうか。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 再質問にお答えいたしますけれども、細部にわたる部分がありますので、担当のほうから答えさせますので、よろしくお願いします。

○議長（高谷 茂君） 企画部参与。

○企画部参与（長谷川道廣君） 町のホームページのことでございますので、ただいまの山崎議員の再質問の部分について私のほうからお答えさせていただきます。

ホームページで、特に今回の案件ですとウルドゥー語の翻訳についてのご指摘のところかと思いますが、近年の町内の外国人の居住状況を踏まえさせていただきますと、当然我々も必要性があることは認識しておりまして、現在翻訳機能を設定する作業をまさに進めている最中でありまして、近日中にウルドゥー語による変換が可能になるホームページを作成しているところでございますので、二、三日中、もしパソコンに触る機会がございましたら、町のホームページでその機能を確認いただければと思います。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 分かりました。

次は、5点目の文化交流、これはやっぱり先ほども子どもたちが非常に多いということ非常に重要になってくるのですが、図書館でも絵本等いろいろとやっておると思います。ぜひ引き続き、日本語も英語も分からない子どもが先ほどの数字ではかなりおりますので、それと同時に公共施設のいろんな運動とか、その辺も積極的に受け入れると。とにかく外国から来ている人は分からないわけですから、いかにこちらのほうが定住したいと思えるような対応を引き続きやっていただきたいなと思います。

それから、6点目のところで質問しますが、おたよりを翻訳してなさっているということでした。非常にご苦労なさっていると思います。それと、先ほど22名いるというのもびっくりするような児童生徒数だと思います。実際外国人の児童生徒をダブルリミテッドに

しないと、要はバイリンガルの反対状態ですけれども、日本語、母国語ともに不十分な子どもたちもおると思います。そういう意味では図書館等のあれについても十分気をつけていただきたいと思うし、それから学校についても非常に大変な思いをされていると思いますけれども、引き続き、要するにあまり勉強したくないという子どももいると思いますけれども、やはり日本語をいかに覚えさせる、それから日本の生活にいかに対応するかということを前向きに努力していただければと思います。

それから、最後、7番目の給食ですが、これは一応弁当はオーケーということで、逆に食べない子どもも9人ぐらいいらっしゃるということですが、今後の給食の内容を変更するだとか、そういった計画なり準備というのはございますか。

○議長（高谷 茂君） 山崎議員に申し上げますけれども、5番、6番は質問がないということですね。

では、7番について。

教育長。

○教育長（三澤吏佐子） 給食についてお答えをいたします。

現在給食を外国籍のお子さんの中でも食べているお子さんもいらっしゃるのです。それから、全く食わずにお弁当を持参していらっしゃるお子さんもいます。それから、牛乳だけを希望されていて、牛乳を提供しているお子さんもいます。そういう中で、教育委員会といたしましては現在できる限りの対応をしているというふうにお答えをさせていただくところです。給食センターにおきましては、アレルギー対応等もしておりますので、今の状況ではこれ以上の対応はなかなか難しいというふうに考えているところでございます。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 2項目めのロイズタウン駅周辺の今後の開発についてという中で質問させていただきます。

3点目の、要するにサイエンスバレー事業を我々見てきまして非常に参考になっておるのですが、実際もう2年前に、去年ですか、たっておりますけれども、やはり企業立地ゾーンに食品の総合物流企業がやっておりますし、昨年の4月、ツタヤのブック街、それから道の駅常総ができて、ホームページなんかを見るとかなりにぎわっておる。常総市は50キロぐらいです、都心から。非常に成功した例で、民間活力を活用した先進的な事業推進体制だということで、1年前に行ったときも多くの自治体の視察が既に105団体来ていると。1,000名以上の方が常総市の市役所にこの案件について関心を持ってやっておるということです。当別町についても、6次化的なことをいろんな業者、いろいろとあると思いますけれども、やはりそういったことにも力を入れていただきたいなと思っております。

それから、最後の5点目、人口戦略会議で云々という話から思い切った政策転換が私必要ではなかろうかというお話をしました。先日来、今度千歳市で半導体の会社、ラピダスの工場建設が急激に進んでおります。世界で技術が確立されていない回路線幅が2ナノメートルですか、ナノは10億分の1だそうです、やっぱり半導体の量産化に向けて来年4

月に試作をして27年に本格稼働すると、従業員は1,000人見込まれているということでございます。そういう中で、国道337も近々全線開通、いろいろな形でワーク町長がされておりまして、全線開通の予定であるということで、非常に私重要性が高まってくると思います。

それと、こういったことで国内外の優秀な人材がかなり、千歳近辺はもうマンションとかアパートを建てて値段も上がっているし、土地も上がっているし、そこで住むというよりもちょっと安めのところに優秀な人材が流入してくる可能性があると思います。そういった人たちが家族で住みやすいまちづくりという意味で、やはりこの当別町、それと教育だとかレジャーなどの質を高める絶好のチャンスでありますので、ぜひ思い切った政策転換というのはそういったところで、ロイズタウン駅界限、あるいは医療大学の跡地、いろいろとあると思います。

それと、脱炭素社会を目指すということでDXの推進、当別町も積極的にやっておりますけれども、そういった意味の思い切った政策をやはり打って出ていくということも私必要だと思いますが、町長はその辺のところはどのようにお考えですか。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 山崎議員の再質問にお答えをいたしますが、最後の5番でいいのですか。先ほどのあれはいいのですね。

先ほども一般質問の中で人口戦略会議の消滅自治体のお話を出されましたけれども、昨日の答弁でも人口戦略会議が2020年のデータを基にしているということと、それから当別町が21年、22年、23年と3年連続で社会増になっていて、報道されているような状況とは違うのだということを申し上げさせていただきました。そのことは議員の皆さんも実際に調査をしていただいて、私が言っていることがファクトなのかということを知っていただいて、それを広めていただかなければ北海道で2番目の消滅自治体だという汚名は拭い切れないと思います。そこは私どもと皆さんが一体となって外にアピールをしていかなければ当別町の実態というものを知っていただけないというふうに思いますので、そのことはまずお願いをしたいというふうに思います。

そういった上で、医療大の移転等も踏まえてどうするかということですが、基本的にはこれから医療大ともいろいろと具体的な話合いをしていきますけれども、当別が抱えている経済的な損失をいかに少なくしていくかということも踏まえて、まちづくりの柱を1つ失うというか、少し弱く細くなるわけですが、そこに代わる柱をどうつくっていくかということは今後総合計画ですとか総合戦略の見直しという中に入れていきたいというふうに思っております。その一つのそれを取り巻く環境といいますか、そういった点では先ほど委員のほうからもラピダスのお話がありましたけれども、これは2ナノの半導体を作るという工場でありますけれども、それに関連して北海道は北海道バレーという構想を持ってしまして、石狩湾から苫小牧湾までのいろいろなこれからの発展をどう全道の発展に生かしていくかという取組をしようとしています。

そういった中で、ゼロカーボンのお話もありましたけれども、エネルギーの問題も当然関わってきますので、そういった今私たち当別が抱えている課題と、それから当別の将来に向けてのいろいろな環境が一定程度膨らんでいっていますので、その環境を活用する中で当別の在り方をどうしていくかということは先ほども申しました総合計画ですとか総合戦略の改定の中に反映をさせていく、そしてそれを具体的にどうするかということについては今後協議をしていきたいというふうに思っておりますし、冒頭の答弁でも申し上げましたように、そこに今当別の若い人たちがTORCH（トーチ）という提言を昨年の12月にしていただきまして、3月の末には町民向けに講演会と具体策をどうするかということのフォーラムをしていただいていますので、そういった町民と一体となってその課題を克服するための施策をあらゆる可能性を排除せずに行っていきたいというふうに思っております。

先ほど北海道バレーの話をいたしましたけれども、もうその取組につきましては既に一部始まっておりますし、北海道とも連携をする中で、医療大の跡地利用も含めて道との関連ですとか、そういったことも含めてしっかりと手を組みながら、あらゆる組織、あらゆる可能性を排除せずに行っていきたいというふうに思っておりますので、今後とも議会のご協力を得ながら進めていきたいと思っておりますので、そういったことを申し上げて答弁に代えさせていただきます。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 町長から力強い気持ちを我々に今答弁いただきました。本当に、4年を切っておりますけれども、やっぱり想定外の状況が多々出てくると思います。我々議員もやっぱり新しいまちづくりのための検討委員会なり、あるいは会派なり、いろんな形で勉強して、行政と一体となってこのピンチを切り抜けていくと。それと、やっぱり4年弱ですけれども、できることからとにかくやっていくということと、先ほど来アグリサイエンスバレーの件も言いましたし、やっぱり民間企業との連携も非常に私重要になってくると思います。それから、財政的な面ではふるさと納税の、その辺の企業のふるさと納税についても今以上に力を入れていくと。財源を少しでも増やして、このピンチを皆さんと共に頑張っていきたいな、また頑張らないといかぬなという環境になっているということです。いずれにせよ、行政も我々も一体となってやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いして私の質問を終了します。

○議長（高谷 茂君） 以上で山崎君の質問を打ち切らせていただきます。



◎散会の宣告

○議長（高谷 茂君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明日は午前10時から会議を開きます。
ご苦労さまでした。

(午前11時33分)

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する。

令和 6 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和6年第2回当別町議会定例会 第4日

令和6年6月21日（金曜日） 午前10時00分開議

議事日程（第4号）

開 議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議員提案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策
の充実・強化を求める意見書

第 3 総務文教常任委員会報告

（「2025年度地方財政の充実・強化に関する意見書」の採択を求める陳情に
ついて）

第 4 産業厚生常任委員会報告

（食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書の採択を求める請
願）

第 5 産業厚生常任委員会報告

（物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを求める請願）

第 6 報告第 1号 令和5年度当別町一般会計繰越明許費繰越計算書について

第 7 議案第 1号 固定資産評価員の選任について

第 8 議案第 2号 農業委員会委員の任命について

第 9 議案第 3号 令和6年度当別町一般会計補正予算（第2号）

第10 議案第 4号 当別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につい
て

第11 議案第 5号 当別町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制
定について

第12 議案第 6号 当別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関
する条例及び当別町地域包括支援センターの職員及び運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例制定について

第13 議案第 7号 当別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例制定について

第14 議案第 8号 阿蘇公園施設更新工事請負契約について

第15 議案第 9号 東町団地解体工事請負契約について

第16 請願・陳情継続審査の件

閉 会

午前10時00分開議

出席議員（15名）

1 番	角 田 広 佑 君	2 番	海 野 学 君
3 番	芳 形 幸 夫 君	4 番	櫻 井 紀 栄 君
5 番	佐々木 常 子 君	6 番	佐 藤 立 君
7 番	西 村 良 伸 君	8 番	五十嵐 信 子 君
9 番	山 崎 公 司 君	10 番	秋 場 信 一 君
11 番	山 田 明 君	12 番	古 谷 陽 一 君
13 番	島 田 裕 司 君	14 番	稲 村 勝 俊 君
15 番	高 谷 茂 君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のための出席者

町 長	後 藤 正 洋 君
副 町 長	岡 部 一 宏 君
総 務 部 長	長谷川 明 君
総 務 課 長	佐 藤 剛 一 君
財 政 課 長	石 原 信登志 君
企 画 部 長	乗 木 裕 君
企 画 部 参 与	長谷川 道 廣 君
住民環境部長	種 田 統 君
福 祉 部 長	森 淳 一 君
福 祉 部 参 与	江 口 昇 君
経 済 部 長	三 上 晶 君
経 済 部 参 与	吉 野 裕 宜 君
建設水道部長	高 松 悟 志 君
建設水道部参与	岩 城 正 志 君
教 育 長	三 澤 吏佐子 君
教 育 部 長	山 田 雅 俊 君
農業委員会事務局長	山 崎 一 君
代表監査委員	岸 本 護 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	熊 谷 康 弘 君
次 長	玉 木 聡 美 君
係 長	中 鉢 将 太 君
主 任	角 谷 光 彦 君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（高谷 茂君） おはようございます。ただいまの出席議員15名、定足数に達しております。

本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（高谷 茂君） 議事日程ですが、さきにお配りをいたしております日程表により議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（高谷 茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

3番 芳 形 幸 夫 君

10番 秋 場 信 一 君

を指名いたします。

◎議員提案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第2、議員提案第1号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

稲村君。

○14番（稲村勝俊君） 議員提案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について、当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出します。

令和6年6月21日提出。

提出者、当別町議会議員、稲村勝俊、賛成者、当別町議会議員、山崎公司、同じく、西村良伸、同じく、佐々木常子、同じく、海野学、同じく、櫻井紀栄、同じく、角田広佑。

当別町議会議長、高谷茂様。

提案理由、全国一の森林資源を有する北海道では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促

進など森林吸収源対策を積極的に推進することが重要となっている。

このことから、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害防止の取組に加え、ＩＣＴ等を活用したスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成などを進めている。

よって、国においては、これらの取組を充実・強化するため、安定的な公共予算を確保するよう強く要望する。

意見書につきましては、ご高覧をいただきたいと思います。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員提案第１号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議員提案第１号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、ただいま決定されました議員提案第１号について、意見書及び派遣する場合の議員の取扱いが議長に一任願います。



◎総務文教常任委員会報告

○議長（高谷 茂君） 日程第３、総務文教常任委員会に付託しておりました「2025年度地方財政の充実・強化に関する意見書」の採択を求める陳情について、委員長の報告を求めます。

山崎委員長。

○総務文教常任委員会委員長（山崎公司君） 総務文教常任委員会報告書。

本委員会に付託された陳情について、令和６年６月１７日、６月２０日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記、「2025年度地方財政の充実・強化に関する意見書」の採択を求める陳情について。

地方公共団体は、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、ＤＸ化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められている。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービ

スを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。

地方の財源対応について政府は、「骨太方針2021」に基づき、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保することとしてきたが、増大する行政需要、また採用希望者の減少や中途退職者が増加している現状から、不足する人員体制の改善を図っていくためには今後はより積極的な財源確保が求められる。

このことから、2025年度の政府予算または地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準の確保から一歩踏み出し、日本全体として求められている賃上げ基調に対する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、政府に働きかけることが必要であると考え。

よって、本件、願意妥当と認め、採択することが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

令和6年6月21日、当別町議会議長、高谷茂様。

総務文教常任委員会委員長、山崎公司。

議場の皆様に賛同のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） ただいまの委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。



◎産業厚生常任委員会報告

○議長（高谷 茂君） 日程第4、産業厚生常任委員会に付託しておりました食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書の採択を求める請願について、委員長の報告を求めます。

五十嵐委員長。

○産業厚生常任委員会委員長（五十嵐信子君） 産業厚生常任委員会報告書。

本委員会に付託された請願について、令和6年3月5日、5月30日、6月18日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記、食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書の採択を求める請願。

本請願は、食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書の採択を求めるものであるが、本意見書が依拠する食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案は、令和6年5月29日に参議院本会議で可決、成立しているところである。

総論的な食料自給率向上は大変重要で意義のあるものと理解できるが、カロリーベースの目標のみで食料の安全保障を評価することは合理的ではないとの意見があったほか、改正後の法律においても、食料安全保障の確保が柱とされており、基本計画において、食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標を定めることとしていることから「食料自給率向上に対する国の責任を放棄しようとしている」ことには当てはまらないと考える。

当別町において農業は重要な基幹産業であるが、農業従事者を今後どのように確保していくかや持続可能な農地活用を図ることなどが国民に対する食料の安定的な供給にあたって義務化よりも優先すべき課題がほかにもあると考える。

よって、本件、不採択とすることが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

令和6年6月21日、当別町議会議長、高谷茂様。

産業厚生常任委員会委員長、五十嵐信子。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「討論」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 討論の声がありましたので、質疑を打ち切り、これより討論に移ります。

まず、本件に対する反対者の発言を求めます。

芳形君。

○3番（芳形幸夫君） 食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書の採択を求める請願不採択の報告に対する反対討論を行います。

反対理由を述べます。新しい食料・農業・農村基本法は、ロシアのウクライナ侵略による小麦価格の高騰や円安による飼料高騰など世界的に広がる食と農の危機に対して食料安全保障を基本理念の柱として打ち出しました。食料増産と自給率向上で国民を守るのか、食料自給率を低下させたままで国民を食糧難に追い込むのかが問われています。食料自給率という言葉が主要な柱の基本理念に書かれていません。この基本法の第2章第1節第17条第2項の3と3項に出てきます。3項に食料自給率、そのほかの食料安全保障の確保に関する事項の目標は、食料自給率の向上、そのほかの食料安全保障の確保に関する事項の改善が図られるよう農業者、その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする傍観者的表現で明記されています。ここは食料自給率向上について国がしっかりと連携して行うなど踏み込んだ条文が組み込まれたらと考えています。

世界主要国の食料自給率は、フランス117%、アメリカ115%、ドイツ84%、イタリア58%、イギリス54%、カナダは221%、日本は38%です。そもそも食料自給率目標はJ A全中が1,000万人署名運動を展開し、農民連が国会前に座り込むなど全国行動を行い、この

運動の広がりを受けて1999年に基本計画の目標として書き込まれたものです。改めて食料自給率向上を新しい食料・農業・農村基本法の基本目標の位置づけとなるよう法的義務とすることを求めます。

以上のことから不採択には反対です。

○議長（高谷 茂君） 次に、賛成討論はありますか。

稲村君。

○14番（稲村勝俊君） ただいま産業厚生常任委員会より報告されました食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書の採択を求める請願書に対する報告に賛成の立場から討論に参加いたします。

報告にもありましたが、本意見書が依拠している食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案は今国会において可決、成立しており、今後基本法改正を受け、食料・農業・農村基本計画の改正の中で食料自給率を含め食料安全保障に関する複数の目標を定めることとしています。これまで基本法で掲げてきた食料自給率は目標を一度も達成できていません。国内で自給できる米の消費の減少が続き、25年間で3%程度自給率を下げ一方、肥料の輸入依存が高い畜産物の消費が増え、食生活の変化が進んでいます。また、総務省の家計調査によるとパンの1世帯当たりの年間支出額2万7,120円、米1万5,590円と1.7倍となっており、平成22年からパンの支出が米の支出を上回っています。パン用小麦の自給率は8%で、ほぼ自給されている米に置き換えると数%自給率が上がるそうです。行き過ぎた自由貿易推進の結果とも言えますが、国が自給率目標を掲げるだけでなく国産農産物を選択する国民的理解を進め、一人一人の自覚や行動も大切と考えます。

日本の農業者の平均年齢は約70歳で、あと10年で日本の農業、農村が崩壊しかねないと東京大学教授の新聞記事が掲載されていました。当別町農業の現状においても大きくは変わらないと考えます。高齢化の進行、農業後継者不足、離農後の農地継承、持続的な農地の活用、農業者の大幅な減少、地域コミュニティの崩壊、水田活用直接支払いの5年に1度の水張りルールへの対応など、目の前の課題がこれまで経験のない深刻な状況と捉えています。また、生産資材が値上がりに対し農産物の価格転嫁が進まず、生産コストの高騰に苦しむ農業現場にとって適正価格の形成や適正価格で国産の農産物を買収するという行動変容の醸成が必要です。食料・農業・農村基本計画の中で希望の持てる将来像、納得できる具体像を示し、豊かな農業、農村を引き継ぎ、国民に食料を安定的に届けていくことが期待されます。食料自給率向上を政府の法的義務とするよりも、食料自給率向上は様々な課題解決を進めていくことで図られると考えます。

以上の理由をもって本請願に不採択とした産業厚生常任委員会委員長案に賛成し、ご賛同をお願いいたしまして賛成討論といたします。

○議長（高谷 茂君） 以上で討論を終わります。

それでは、本件については採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本件について、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（高谷 茂君） 起立多数です。

よって、本件はただいまの委員長報告のとおり決定いたしました。



◎産業厚生常任委員会報告

○議長（高谷 茂君） 日程第5、産業厚生常任委員会に付託しておりました物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを求める請願について、委員長の報告を求めます。

五十嵐委員長。

○産業厚生常任委員会委員長（五十嵐信子君） 産業厚生常任委員会報告書。

本委員会に付託された請願について、令和6年3月5日、5月30日、6月18日、20日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを求める請願。

本請願は、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを求めるものであるが、現在、年金制度改正で導入されたマクロ経済スライドにより、年金の給付水準が調整されているとともに、5年に1度の公的年金制度の改革に向けた検討が進められている。

また、物価上昇による年金生活者の暮らしが圧迫されている現状は理解できるものの、低所得者に対する緊急的な物価高騰対策や年金生活者に対する給付制限など、弱者に対する支援も行われているところである。

年金制度の長期的な給付と負担の均衡、また、将来の現役世代の負担が過重なものとならないためにも、現行の制度は現時点では妥当であると考えている。

よって、本件、不採択とすることが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

令和6年6月21日、当別町議会議長、高谷茂様。

産業厚生常任委員会委員長、五十嵐信子。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「議長、討論」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 討論の声がありましたので、質疑を打ち切り、これより討論に入ります。

まず、本件に反対する反対者の発言を認めます。

芳形君。

○3番（芳形幸夫君） 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを求める請願不採択の報告に対する反対討論を行います。

反対理由を述べます。全日本年金者組合京都府本部女性の会が昨年秋に実施した女性の

暮らし実態アンケートというのがまとめ、発表されています。これは、年金者新聞、年金者組合新聞に出ています。一月の収入では10万円以下が46%ということなのです。5年前の調査のときは、これが36%という数字でした。明らかに年金削減の影響だと考えるのですが、いかがでしょうか。支払いに負担が大きいと感じるのは医療保険料、介護保険料で、差がなく食費、水道光熱費が続いて、暮らしをしていくのがやっとな過酷な公的負担を強いられていることを示していると思います。このアンケートでは、国民年金ではとても暮らしてはいけないとか生活保護より低いなんておかしいという声が寄せられています。物価高騰が続いている中の厳しい実情をアンケート結果等から推測できるのではないのでしょうか。

また、私たちの老齢基礎年金の引上げを求める請願趣旨には3項目の暮らしを圧迫している原因を示しています。第1の原因は2013年から実質的な年金引下げが年金生活者の暮らしを圧迫していること、第2の原因は年金減額改定の中、消費税と医療費、介護費用などの公的負担が増えたことが年金生活者の暮らしを圧迫していることです。また、第3の原因は物価高騰が年金者の暮らしを圧迫してきたこと、この3項目の原因についての改善が急務と考えます。いかがでしょうか。

また、道内27自治体に対して物価上昇に見合う請願に関する意見書が12議会で採択されています。このように、年金のみで生活する方々にとって年金の引上げは待ったなしの課題と言えると思います。

以上のことから不採択には反対です。

○議長（高谷 茂君） 次に、賛成討論はありますか。

島田君。

○13番（島田裕司君） それでは、賛成討論を行います。

物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを求める請願についてであります。本請願については、このところの物価上昇や消費税の増税を受け、特に年金だけで生活を支えている高齢者や女性の低年金生活者にとっては厳しい生活実態となっている状況については理解できるものであります。現在の国民年金制度を維持していくためには、この制度を支えている現役世代の負担も抑える必要が当然あります。また、今後ますます少子高齢化社会が進むことが予想されることから、将来の世代となる今の子どもたちにその負担を先送りしてはなりません。

現年金制度は、社会の経済状況に合わせて物価変動率と賃金変動率を考慮し、納める保険料を抑える仕組みとしてマクロ経済スライド方式を国は今導入をして行っております。老齢基礎年金の支給額は納付した期間に合わせて支給されることから、単に支給額を引き上げることは納める保険料の上昇につながりかねず、年金制度の維持はさらに困難となり、国民の理解も得られない状況と思われます。委員会報告書の中でも言われているように、国は低所得者に対する緊急的な物価高騰対策や生活支援を目的に、年金に上乗せ支給する制度、障害年金、あるいは遺族年金制度など一定の弱者に対する支援も現在行っておりま

す。しかしながら、国においては年金制度をはじめとする税と社会保障制度の一体化した見直しの議論も今後大いに期待するものであります。特に103万円の壁とも言われるパートの配偶者控除の見直しや不平等と言われていた年金の2号被保険者の専業主婦の扱いなど改善すべき点は多々あると私も感じております。とはいえ、今回の請願については年金制度の安定した長期的な給付と負担の均衡は最も重要な事項であり、現行の年金制度は現時点では妥当であると考えます。

よって、委員会報告書のとおり不採択とすることに賛成であります。委員各位のご賛同をお願いいたしまして私の討論といたします。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 以上で討論を終わります。

それでは、本件については採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本件について、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（高谷 茂君） 起立多数です。

よって、本件はただいまの委員長報告のとおり決定いたしました。



◎報告第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第6、報告第1号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました報告第1号 令和5年度当別町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、提案の説明を申し上げます。

令和5年度当別町一般会計補正予算第3号第2条及び第4号第2条において議決をいただきました事業を繰越計算書のとおり令和6年度会計に繰り越すことについて、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第1号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、報告第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第7、議案第1号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第1号 固定資産評価員の選任につきまして、提案の説明を申し上げます。

地方税法第404条の規定に基づき市町村長の指揮を受け固定資産の評価を行い、市町村長が行う固定資産の価格決定を補助する固定資産評価員について、固定資産税業務を所管する総務部税務課長の職にある者を選任するため、同法の規定により、議会の同意を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第1号は原案のとおり同意することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第8、議案第2号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第2号 農業委員会委員の任命につきまして、提案の説明を申し上げます。

農業委員会委員、滝本弘氏の辞任に伴い欠員が生じていることから、同委員に藤田靖氏を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得

ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略し、議案第2号は原案のとおり同意することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第9、議案第3号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第3号 令和6年度当別町一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに5,651万6,000円を増額し、その総額を129億2,714万5,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページと2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出の主なものといたしましては、コミュニティ助成事業に係る補助金250万円、児童手当4,064万6,000円、建築確認申請台帳等電子化業務委託287万円などを増額するもので、この財源といたしましては国庫支出金4,633万9,000円、寄附金300万円、諸収入250万円などを増額して処置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切ってご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第3号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第10、議案第4号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第4号 当別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

令和6年7月1日からの組織改編に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第4号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第11、議案第5号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第5号 当別町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

令和6年8月からの子ども医療費助成の拡充に伴い、助成対象者を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第5号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第12、議案第6号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第6号 当別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例及び当別町地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、それぞれの条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第6号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第13、議案第7号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第7号 当別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所等における職員配置の最低基準の見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略し、議案第7号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第14、議案第8号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第8号 阿蘇公園施設更新工事請負契約につきまして、提案の説明を申し上げます。

本件は、令和6年5月31日に3者による一般競争入札に付したところ、宮永建設株式会社が6,116万円で落札いたしましたので、同社と請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第8号

は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第15、議案第9号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第9号 東町団地解体工事請負契約につきまして、提案の説明を申し上げます。

本件は、令和6年5月31日に4者による指名競争入札に付したところ、山内建材工業株式会社が5,830万円で落札いたしましたので、同社と請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げ、説明といたします。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第9号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎請願・陳情継続審査の件

○議長（高谷 茂君） 日程第16、請願・陳情継続審査の件についてお諮りをいたします。

総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会より閉会中の請願・陳情継続審査を実施した旨の申出がありましたので、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（高谷 茂君） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。
本日の会議を閉じます。
令和6年第2回当別町議会定例会を閉会いたします。
皆さん、どうもご苦労さまでした。

（午前10時53分）

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する。

令和 6 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員